

## 四 復員者・引揚者・戦没者

### 遺家族等の援護

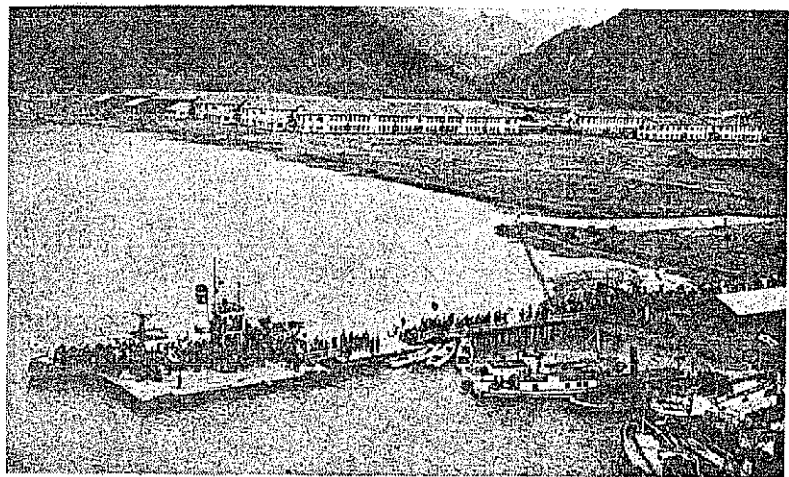
#### (一) 援護行政機構

国の援護機構 昭和二十年八月十五日の終戦を契機として海外同胞の復員・引き揚げ対策が重要な課題となった。そのため、政府は、八月十五日直ちに終戦対策処理委員会を設置し、いかにして異境にある同胞を一日も早く内地に帰還させるかについて協議を重ね、その方策の検討に着手した。八月三十日の次官会議では、「外地及び外国在留邦人引揚者応急措置要綱」が決定され、引揚者の上陸地の地方長官(知事)をして、その職員を派遣させ引揚者の援護指導にあたらせた。

一方、国内では、多数の朝鮮人等が祖国への帰還を急いでいた。そのため政府は、同年九月一日「朝鮮人集団移入労務者等の緊急措置の件」を定め、厚生・内務両省から全国地方長官に通知し、その帰還輸送について指示した。

その後、十月二十八日には、連合国軍総司令部(GHQ)の指令により、厚生省が引き揚げに関する中央責任官庁と決定された。

軍人の復員については、同年十一月三十日陸海軍省廃止、十二月一日に第一、第二復員省が設置され、第一復員省(旧陸軍省)の地方機関として復員連絡局・地方世話部等が、第二復員省(旧海軍省)の地方機



ソ連・中国からの引揚者の多くが故国の第1歩を踏んだ  
舞鶴引揚援護局(引揚援護の記録から)

関として地方復員局・地方復員人事部が発足した。このように一般海外同胞の受け入れ援護・在日外国人の送還業務については厚生省が行い、軍人軍属の復員業務については、旧陸軍を第一復員省が、旧海軍を第二復員省が所管した。

二十一年三月、厚生省の外局として引揚援護院が創設され、以降は援護院が引揚援護業務全般を担当することとなった。次いで同年

六月に、第一・第二復員省が統合されて復員庁となり、さらに二十三年五月には、引揚援護院と統合されて引揚援護庁となった。こうして、引き揚げ、復員に関する全般の業務が一元化された。さらに、引揚援護庁は二十九年四月に厚生省内局の引揚援護局に改組され、その後、引揚業務の一段落を契機として、三十六年六月からは名称を援護局と改めた。

佐賀地方世 一方、本県でも佐賀連隊区司令部(昭和十六年四月一日、話部の設置 軍備再編により久留米連隊区司令部から独立)が、終

終戦時現在兵員邦人等推計表

区 分	全 国				佐 賀 県			
	軍 人 軍 属			一 般 邦 人	軍 人 軍 属			一 般 邦 人
	陸 軍	海 軍	計		陸 軍	海 軍	計	
内地 (本土)	万人 238.0	万人 197.0	万人 435.0	万人 —	人 61,000	人 23,000	人 84,000	人 —
外地	309.0	45.0	354.0	306.0	61,000	23,000	84,000	84,000
小計	547.0	242.0	789.0	306.0				
内地 戦災者	—	—	—	938.0	—	—	—	32,000
合計	547.0	242.0	789.0	1,294.0	61,000	23,000	84,000	116,000

注：1 終戦前の死亡者で、死亡処理未済者の一部を含む。  
 2 本表計上の人員数は、戦後の復員者、引揚者数とほぼ同数である。  
 3 内地戦災者には、死傷者約68万人を含む。

資料：厚生省、県援護課

勤務する旧軍人は、

月の公職追放令で職

部に統合された。

局人事部は佐賀支部

部が直接取り扱って

の世話課となった。

知事の管理下に入

り、二十二年五月三

日には、教育民生部

の世話課となった。

放されたが、同部に

業軍人は公職から追

部には統合された。

が直接取り扱って

の世話課となった。

知事の管理下に入

り、二十二年五月三

日には、教育民生部

の世話課となった。

の世話課となった。

(二) 復員と引き揚げ事業

復員・引き ポツダム宣言の受諾により、日本の主権は、本州・北海

揚げの開始 道・九州・四国および周辺諸島に限定された。このた

め、軍隊は武装解除され、北は満洲・千島、南はニューギニア・ビルマ

と広大な地域からの軍隊の復員や、満洲・中国本土・朝鮮・台湾等に移

住していた一般邦人の引き揚げ等の帰還業務が当面の急務とされた。ま

本県の軍関係者は陸軍約六万一、〇〇〇人、海軍約二万三、〇〇〇人、合計約八万四、〇〇〇人であり、海外にいた一般同胞約一二万人を加えると、合計約一六万八、〇〇〇人の膨大な人員であった。

また、県内には本土決戦に備えて、作戦部隊である千歳兵団の約一万二、〇〇〇人を始めとして、合計約三万人の兵員と多数の軍施設が存在していた。

しかし、これらも終戦とともにすべてが解散させられ、続いて復員、引き揚げ等の終戦処理業務が開始されることとなり、八月二十一日には早くも第一段動員解除指令が出され、軍人の復員が始まった。一方、米軍進駐を前に、東京では一部不穏な動きがあったが、県内では平穏に復員が行われ、九月中には大半が帰郷できた。

引き揚げの状況 海外の軍人軍属および一般邦人は、約六六〇万人であったが、これらの引き揚げは、二十年九月にまず米・英・豪・中国国民政府軍占領地域から開始された。輸送用船舶は、当初旧軍艦船や商船があてられたが、翌二十一年一月には米軍からLST（上陸用舟艇）・リパティ型輸送船・病院船が二〇〇余隻貸与されてからは、引揚業務は急速に進展し、同方面の引き揚げは、戦犯を除いて、二十二年末にはほとんど終わった。

一方、満洲・樺太・千島方面の復員、引き揚げは、複雑な国際関係とからんで、米・英・中国国民政府軍占領地域のようには順調に進ちよくせず、ついには長期化し、しかも現地事情は悪く生活は物心両面にわたって難渋をきわめ、多数の犠牲を出すことになった。これらソ連管理地域では、最初に侵入してきたソ連軍により、軍人・民間人の一部は続々とシベリアに転送させられ、約五七万五、〇〇〇人が広大な酷寒の地で



ソ連引揚げ（舞鶴港）昭和25年4月  
（引揚援護の記録から）

越冬し、強制労働に服することとなった。

旧満洲では、国民政府軍と中国共産軍の間に内戦が発生し、一般邦人を主体とする残留者はこの中であって苦難な生活を余儀なくされ、多数の死亡者・行方不明者を出した。

しかし、二十一年四月の国民政府軍の瀋陽進出により、ようやく五月九日に待望の引揚第一船が錦州・口島を出港、満洲の同胞約一〇〇万人が二十三年八月十五日までに帰還した。大連地区では、二十一年十二月三日から二十四年十月三日まで引き揚げが行われたが、その後は国共内戦の激化とともに二十八年まで中断した。

終戦時にソ連に抑留された軍人等の引き揚げは、二十一年秋の米ソ協定によりようやく軌道にのり、第一船が二十一年十二月八日ナホトカから舞鶴に入港した。しかし、その後の引き揚げは遅々として進まず、協



唐津市に引揚邦人連絡事務所設置 (昭和20年9月 佐賀新聞)

定の月五万人送還にはほど速く、しかも、冬季五か月は港湾の凍結を理由に中止された。さらに、二十四年の帰還船からは、ソ連の思想訓練による船長つるし上げ・上陸拒否・京都駅全員下車・共産党集団入党事件等が相次ぎ、出迎えた家族を驚かせた。そこで国は、八月十一日に「引揚者の秩序保持に関するポツダム政令」を施行して、いわゆる政令輸送により引揚者を規制した。

その後、こうした騒ぎも次第に静まり、引揚者も故国の山河に接し、家族の愛情に触れるにつれて、落ち着きを取りもどしていった。二十五年四月、ソ連政府は日本人捕虜送還完了を伝え、引揚業務は中断された。このソ連政府の通告は、なお、三七万人が未帰還と信じている日本国民に大きな衝撃を与え、留守家族は政府と国会に対して強い陳情運動を展開した。その結果、国際赤十字によって、二十八年十二月から引き揚げが再開され、同年十二月から三十一年十二月まで一、六六四人が帰

還し、ソ連地域からの引き揚げが完了した。本県の引き揚げ状況 こうした国の引き揚げ施策に呼応して、本県でも県民あげて復員・引揚者の援護や引き揚げの促進を行った。県の業務分担は、地方世話部が軍人・軍属、県厚生課が一般邦人お

よび民生を担当した。

県北西部の玄海沿岸は、大陸方面特に朝鮮半島からの私設引揚船が殺到、二十年九月には早くも一万一、〇〇〇人に達していた。こうした事態に、二十年九月十日、県厚生課は唐津市とともに唐津市内に引揚邦人連絡所を設け、帰郷のあつ旋・宿舍の世話など援護活動を実施、地元の婦人会は炊き出しを行い、市内の寺院は引揚者の一時宿泊に協力した。

二十年九月十七日には台風が襲来、唐津港内の機帆船は沈没二五、大破三〇、中破五という大被害をだし、引揚者がせつかくも帰った財産は海底に消えた。朝鮮海峡では引揚船が転覆、多数の遭難者をだした。この台風は、山口県を中心に大被害を与え、長期間交通が途絶したため、唐津市内は引揚者であふれ、婦人会は炊き出しなど救援活動に忙殺された。

二十一年二月には厚生省唐津上陸地支局が開始され、唐津港の築港を中心に施設を整備し、五、〇〇〇人収容の一時収容所も完成、四五八人の職員が引揚船の入港に待機していた。引き揚げ業務が予想以上に進ちよくし、途中寄港の引揚船六一隻に給水・給油・給食・連絡等を行ったのみで、同年十月閉鎖された。

二十三年から、長期間の抑留生活に疲れきって帰国する引揚者に対して、その労を慰め、郷里の家族等の様子を知らせ、一日も早く日本の生活になじませるため、各県とともに、舞鶴の一時収容所に郷土室を設け、駐在員を派遣して出迎え、家族との連絡、身のまわりの世話、引揚者からの未帰還者の消息聴取、就職のあつ旋、列車への乗車等の援護活動を行った。



中国引揚の戦争孤児 昭和29年10月

こうした復員  
 ・引き揚げの促  
 進の結果、県内  
 に落ち着いた外  
 地引揚者は、二  
 十三年二月には  
 一〇万三、〇二  
 四人に達し、復  
 員者も二十五年  
 四月には海外復  
 員四万三、五六  
 三人、国内復員  
 四万九六六人に

達し、ほぼシベリア地区を残すのみとなった。引揚列車の到着のたびに、駅頭では再会を喜ぶ家族の姿がみられた。そのほか、引揚列車の通過の際には、地元婦人会の湯茶のサービスが行われたり、学生同盟の援護活動があった。なお、二十年末ごろから二十一年にかけて、それまで玉碎による戦死が伝えられていたレイテ・サイパン・グアム・硫黄島等から兵士の復員があり、「生きていた英霊」として帰国し、戦死公報をうけ葬儀をすませていた家族を驚かせた事例もあった。

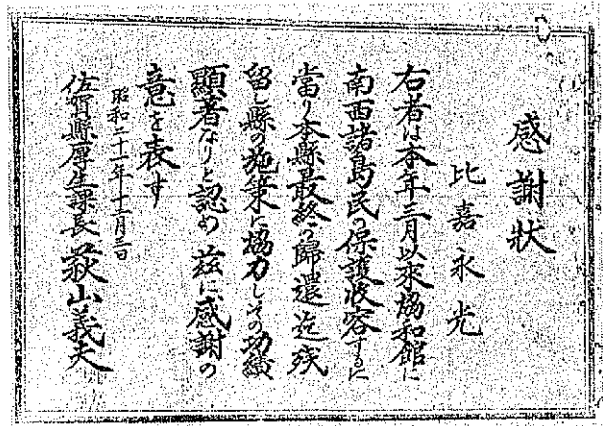
送還業務 帰還業務とは逆に、朝鮮人・中国人・南西諸島出身者の本国送還の業務があった。海外からの復員・邦人の引き揚げを促進するためには、戦中労働力不足を補うため、日本に強制連行されてきていた朝鮮人・中国人など外国人の早期送還が必要であった。

政府は二十年八月二十一日、いち早く強制移入朝鮮人等の徴用解除の方針を決定、これに基づく一連の措置を運輸通信省等を通じてとったが、送還を待ちきれない一部の朝鮮人は、立場の逆転ともあわせて、不穏な空気をかもし、とくに、北九州と北海道では暴動が起る状態であった。そこで政府は、二十年九月一日朝鮮人の優先送還を決定し、同月から送還の実施に入った。

終戦時、日本に在住したこれら外国人は、朝鮮人約一五六万一、〇〇〇人、中国人約五万六、〇〇〇人、台湾省民約三万四、〇〇〇人、南西諸島民が約二万五、〇〇〇人、合計一八六万六、〇〇〇人である。

本県の終戦時の朝鮮人は二万二、一六四人（二十年十二月二十九日付佐賀新聞）であった。そのうち炭鉱労務者は、杵島炭鉱の約一、八〇〇人をはじめとして、合計約六、〇〇〇人（推定）にのぼっていた。

二十年九月一日には、政府において朝鮮人の優先送還が決定され、県内の集団移入労働者も事業主の引率のもとに、仙崎（山口県）や博多港に移送され、相次いで送還されていった。また、西松浦郡大川村の立川炭鉱では、炭鉱独自に輸送船を借り上げ、釜山まで送還した。この送還



南西諸島民の送還の際の感謝状（沖繩県比嘉永光蔵）

第10章 民生の安定

業務は二十年十二月末にはほとんど終り、四、四四〇人が残留することになった。

また、送還業務の基本数を把握するため、二十一年二月、GHQの指令に基づき、在日朝鮮人・中国人・沖縄出身者および台湾省民の登録が同月十八日に行われた。その結果、帰還希望者の送還が四月から再開され、本県在住朝鮮人は博多港から送還された。

一方、米国の信託統治となった南西諸島への送還も二十一年一月から始まり、九州地区は鹿児島港から、その他は浦賀港からと決まった。ところが、たまたま帰還者中に天然痘が発生し、三月から八月まで送還が中止された。このため、鹿児島港に集結していた約六、〇〇〇人の帰還者は、一時的に九州各県で分散收容することとなった。本県には約五〇〇人が割り当てられ、佐賀市の協和館等に收容された。

しかし、これらの人々も九月から送還が再開され、それぞれ郷里に帰還していった。

(三) 引揚者の援護

海外で終戦を迎えた同胞は、当該各地の連合国軍または相手国の管理下に抑留され、または集団で難民生活等を受け、この間、多くの困苦を経験して引揚船により故国の土を踏んだ。これら引揚者の受け入れ援護は、占領下の二十七年四月までは、連合国軍総司令部の指令に基づき、地方引揚援護局がこれに当った。各地方引揚援護局は、引揚者を構内に宿泊させ、給食を実施、その間に引き揚げ手続き、応急必需品物資や援護金の支給、引揚者と留守宅の連絡等について世話業務を行ってきた。その間、食糧・物資等は極度に欠乏していたにもかかわらず、六六〇万人の

引き揚げに成功したことは、いまから思うと実によく対処したものといえよう。

引揚者数 昭和十九年の県人口は約七十一万人であったが、終戦とともに、軍人の復員、海外からの一般邦人の引き揚げ、さらには、戦災都市からの転入者を中心に、人口は急激に増加した。二十三年には、県人口は九十一万人を突破した。

同年七月十五日現在の復員・引揚者の数は、海外からの引揚者約三万

県内在住の戦災者・引揚者・復員者調 昭和25.4.1現在

市 郡 別	戦災者		引揚者		計		復員者
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	人員
佐賀市	1,096	3,209	4,203	11,905	5,301	15,114	5,025
唐津市	477	1,593	2,415	8,065	2,892	9,658	3,343
佐賀郡	1,385	5,287	3,574	12,671	4,959	17,958	11,524
神埼郡	469	1,821	1,775	5,747	2,244	7,568	5,703
三養基郡	801	2,768	2,444	7,421	3,245	10,189	7,406
小城郡	805	2,691	3,202	10,691	4,007	13,382	8,637
東松浦郡	833	2,572	2,847	8,260	3,730	10,832	10,506
西松浦郡	1,097	3,249	3,325	10,413	4,422	13,662	8,944
杵島郡	1,336	4,661	5,001	15,310	6,337	19,971	14,963
藤津郡	963	3,135	2,935	8,265	3,898	11,400	8,478
計	9,314	30,986	31,721	98,748	41,035	129,734	84,529

注：復員者の内訳は、海外復員43,563人、国内復員40,966人、国内復員者数には軍属は含まない。

資料：昭和25年県政要覧

三、〇〇〇世帯・約一〇万人、戦災者九、六〇八世帯・三万二、〇〇〇人、復員者約八万四、〇〇〇人であった。その後は、二十三年の都市流入制限の解除、食糧事情の緩和などで、他県への転出者が転入者を上回り、人口の増加もゆるやかとなっていった。

二〇万人をこえる復員者・引揚者・戦災者等の援護は、食糧難・住宅難・物資不足・就職困難などの悪条件と、それに加えて、悪性インフレの高進の中で行われた。二十一年四月、「定着地における海外引揚者援護要綱」が制定され、県・地方事務所・市町村に引揚者相談所が開設され、衣・食・住・職など各方面にわたる総合的援護対策が実施されることになった。

住宅 住宅事情は、本県では空襲による被害が比較的軽少だったとはいえ、やはり深刻なものがあった。

厚生省はこうした住宅不足を解消するため、まず二十、二十一年度には、主として既存の旧軍兵舎の建物を利用して応急的な集団収容施設を設置した。一方、二十四年度から二十七年にかけて、五〇％ないし八〇％の国庫補助による住宅建設を行い、住宅に困窮する引揚者を収容した。同時に使用可能な集団収容施設の補修改善も併せ実施し、台風などで被災したものについても復旧補修を行った。

二十八年三月には中国地域からの集団引き揚げが再開されたので、二十七・八年度には、この受け入れのため、建設費の七〇％を国が補助して、中国引揚者用の個別住宅を各地に建設するとともに、各県におおむね一か所の一時収容のための集団収容施設を新設した。

本県でも、国の施策に基づき、既存建物の改造、集団引揚者住宅の建設に着手した。二十一年八月、春日村（大和町）に春日寮（元経済部疎

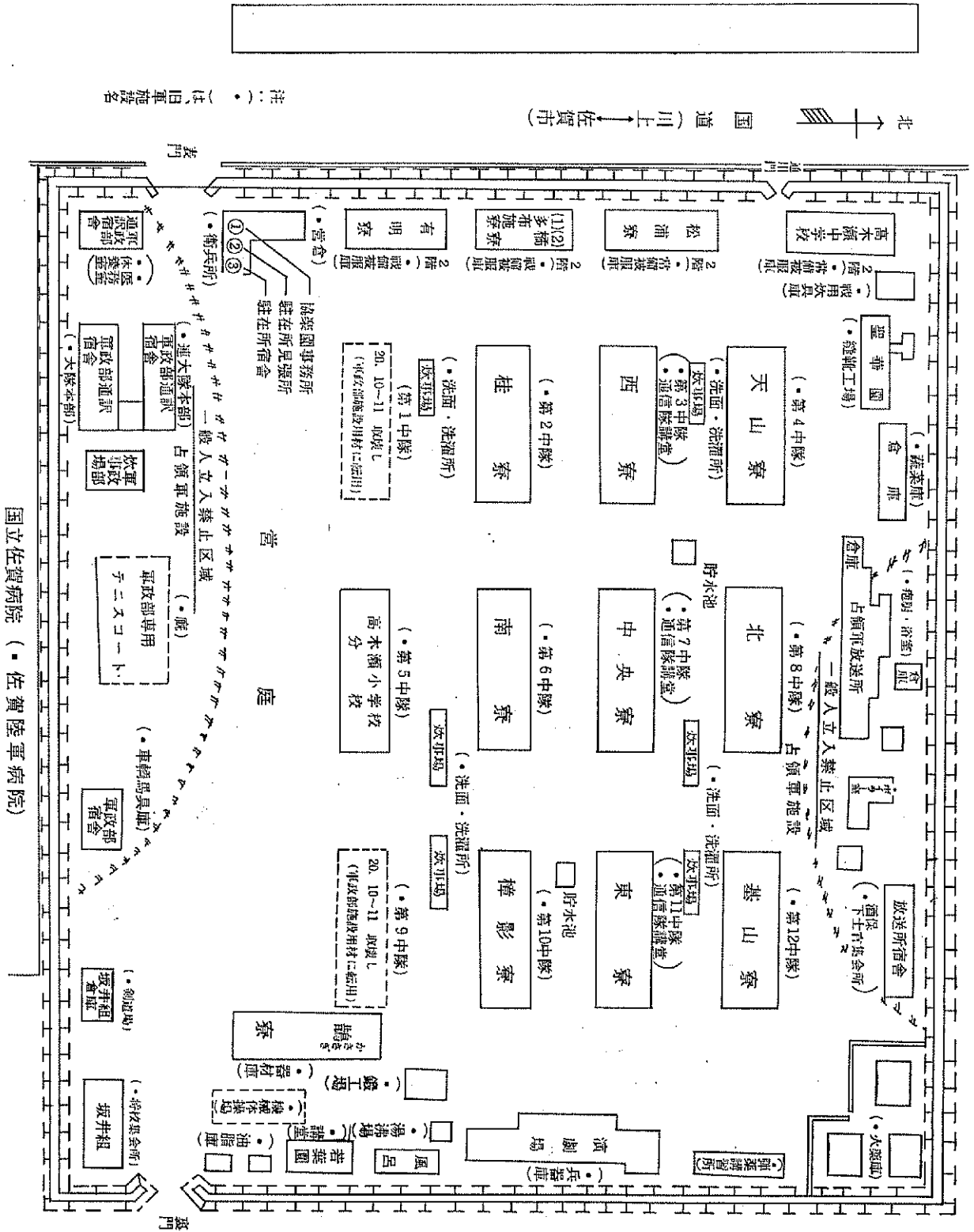
引揚者、戦災者用、集団収容施設県更生寮の状況 昭和24年8月1日現在、援護課

県厚生寮名称	開設	所 在	世帯数 (人員数)		改修など 工 費
			当初の 予 定	24. 8 現 況	
1 春日寮	21. 8～	春日村大字久池井 県庁疎開庁舎（経済部）	60 (250人)	34 (113人)	千円 342
2 希望寮	21. 9. 5 (約1年)	佐賀市松原町 市旧公会堂（協和館） （協楽園へ移転）	50 (250)	44 (151)	258
3 松濤寮	21. 9～	唐津市双子 唐津引揚援護局宿泊寮 （陸軍需品廠双子倉庫）	320 (1150)	280 (1206)	①計 342 1865
4 協楽園	22. 5. 7	高木瀬村 佐賀連隊 高木瀬兵營	650 (3000)	564 (2421)	①計 1747 7027
5 鳥栖寮	23. 3末	鳥栖町本鳥栖 陸軍糧秣廠 鳥栖倉庫	40 (160)	39 (161)	950
6 武雄寮	〃	武雄町下西山（新設）	26 (104)	15 (93)	1397
7 小城寮	〃	小城町西小路（新設） 日東航機小城工場敷地	20 (80)	20 (71)	708
8 伊万里寮	〃	伊万里町立花町3555-3 （2階建新設）	28 (112)	27 (118)	1660
9 諸富寮	24. 3～	諸富町大字徳富千歳寮 （3階建民家）	26 (104)	12 (41)	
10 浜崎寮	24. 5～	浜崎町浜崎虹の松原 （改造家屋）	16 (64)	16 (62)	
11 神埼寮	24. 7～	神埼町協和町（新設）	16 (50)	14 (46)	

開庁舎）を設置したのをはじめ、同年十月には唐津市に松濤寮（元厚生省唐津地方引揚援護局の一時収容施設）、さらに、翌二十二年五月には高木瀬村（佐賀市高木瀬町）に協楽園（元歩兵第五十五連隊兵舎）などを設置し、二十四年度までに、一〇か所、収容定員一、〇〇〇世帯、四、〇〇〇人を収容した。

佐賀県引揚者厚生寮協楽園見取図

線 兵 場



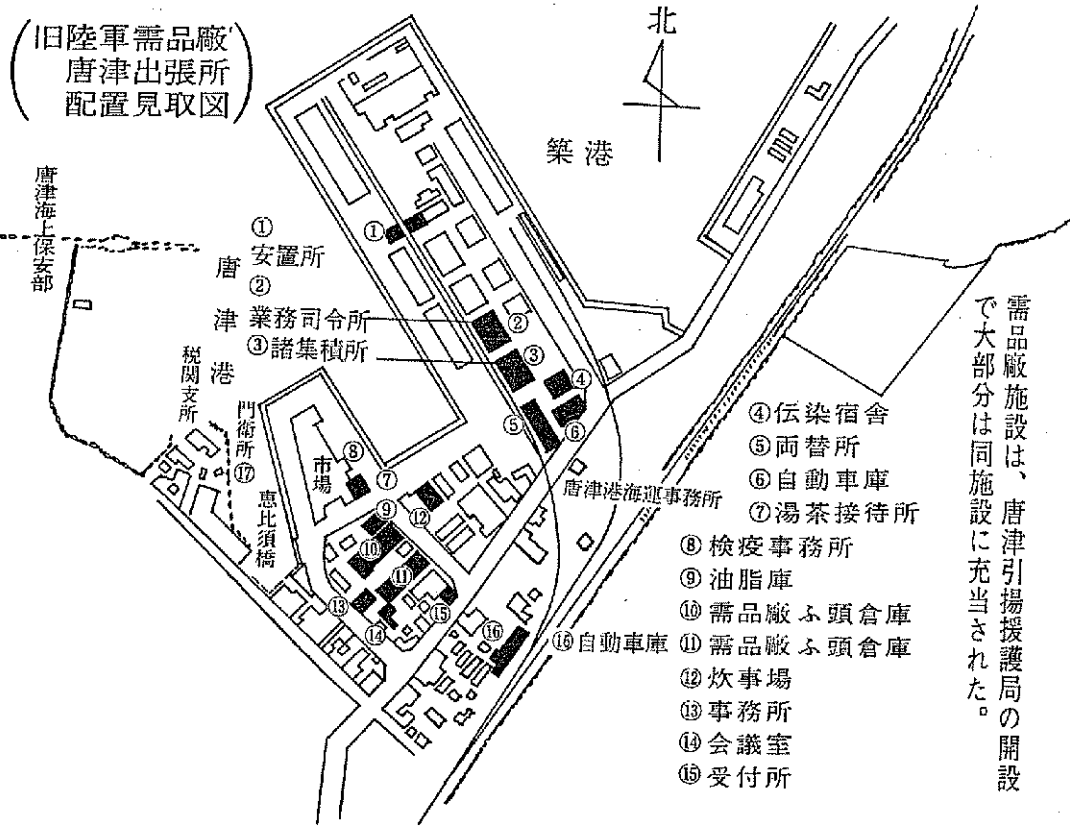
注：( ) は旧軍施設名

国立佐賀病院 (佐賀陸軍病院)

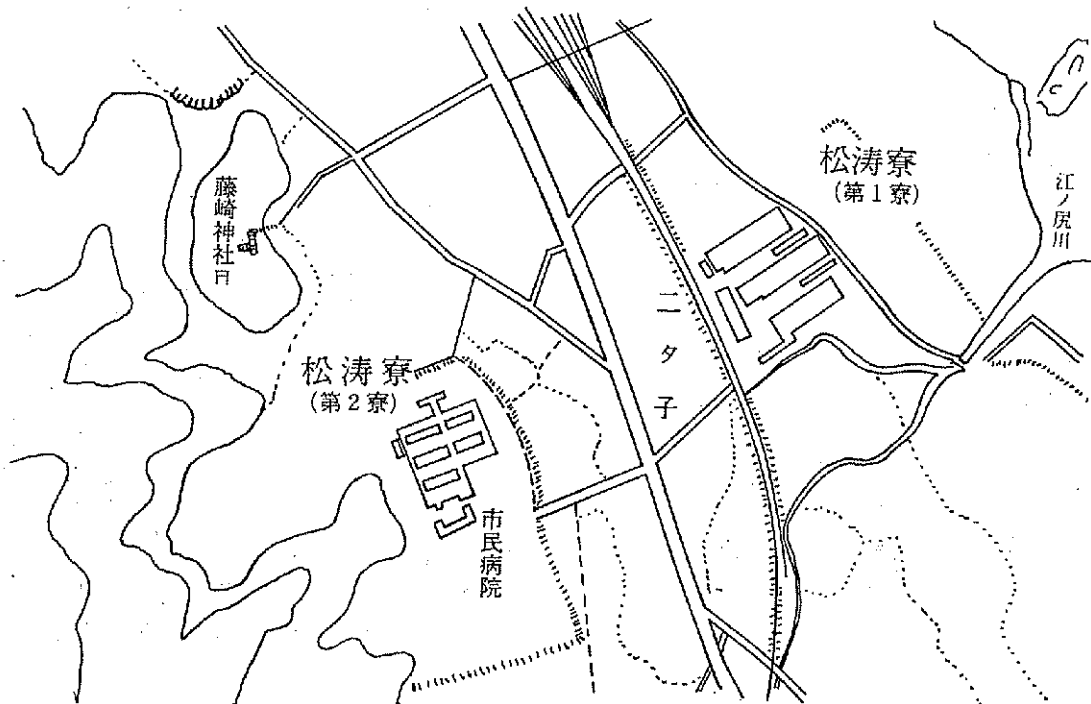
(施設名) 院名は上から左順に記述する

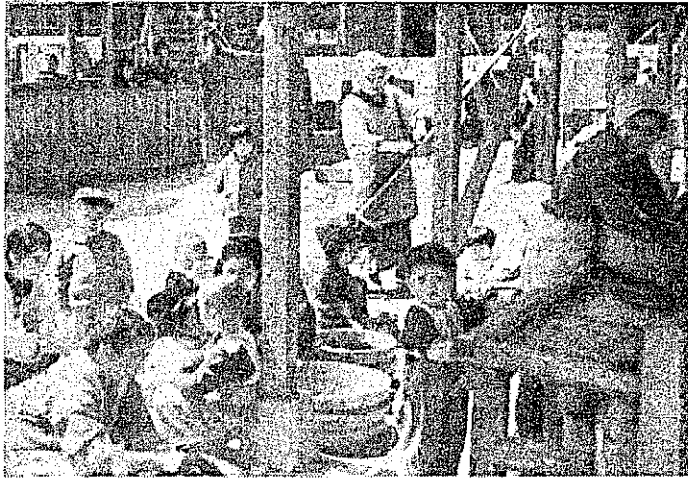


唐津引揚援護局見取図



佐賀県更生寮松涛寮見取図





引揚者集団収容施設—協楽園の生活 昭和35年頃  
(光武キヨ子提供)

県下最大の収容施設であった協楽園の二十三年八月当時の状況は、総面積六万八、六四〇㎡・建物一万六、二五〇㎡で、収容世帯数五五〇世帯・二、三六五人が入居していた。施設は、小学校・中学校・孤児収容所・売店・共同浴場・授産施設・厚生会館・家庭菜園などがあり、当時としては引揚者の一大楽園であった。

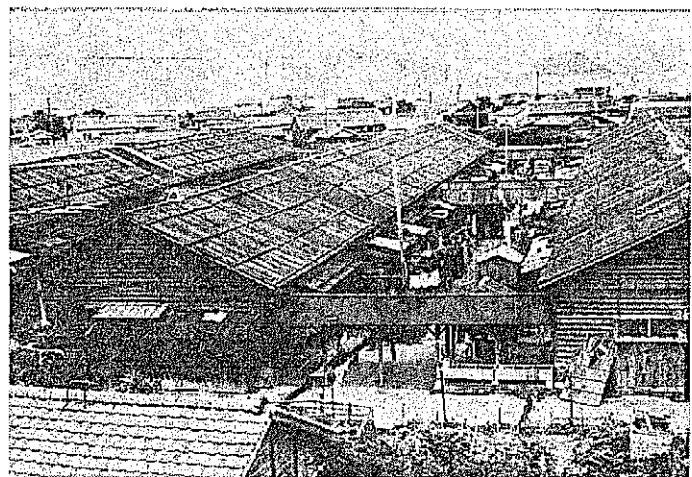
しかし、これらの応急施設は、旧兵舎・倉庫等を改造したものが多く、従って、生活上また設備上に欠陥もあり、恒久的使用に耐え得るものではなかった。そこで、国はこれら引揚者の住宅対策として、前述のように、二十四年度から国費を地方団体に補助して、年次的に住宅を整

備することとし、二十四年度は有田町四〇戸、牛津町三〇戸をはじめとして、一〇市町村に計二二二戸、二十五年は伊万里町・鳥栖町に各二〇戸など一五市町村に計一九五戸、二十六年は佐賀市の一〇〇戸を筆頭に五市町村一四八戸、二十七年一―一二戸、二十八年四三戸と五か年間に合計七一九戸を建設し、一部をこれらに

疎開させることとした。

引揚者住宅については、戦後数年を経過し、世情の安定とともに、入居者の譲渡希望が強まり、また、各地方公共団体においても同様希望が強かったため、国は住宅管理上からも譲渡を適当と判断し、二十七年頃から「引揚者住宅の譲渡について」により譲渡要領が定められ、管理主体たる地方公共団体は、厚生大臣の承認を経て入居者に譲渡できるようになった。

その後三十六年度には、譲渡代価の用途の制限について、従来の取り扱いを改め、譲渡代価の用途を他の引揚者住宅の修繕費に充当することに限らず、公営住宅の建設費に充当できるよう、その範囲の拡大をはかり、入居者を公営住宅等に転居させ、その跡地を児童広場・緑地等の公共施設にすることができるよう用途廃止等の手続き要領を定めた。そして四十年には「引揚者住宅の譲渡について」および「引揚者住宅の減失報告並びに用途廃止について」により、従来の譲渡処分および用途廃止に



松濤寮（旧唐津引揚援護局一時収容所跡） 昭和38年頃

かかる要領の全面改正を行い、今日に至ってる。

こうした応急住宅のほか、親類・知人を頼り、同居を求め、あるいは納屋を改造し、また、身よりのない者は空き地・堤防・神社の境内に小屋を建てるなど、住宅難は深刻であった。しかし、こうした急造住宅は、世情の安定とともに堤防管理・衛生・防災・環境整備の面で問題を起こすことになった。

とくに、佐賀市の中心部にある佐嘉神社では、引揚者の窮状をみかねて、境内の行商・屋台等を許容したところ、屋台に足が生えて飲食街が生まれ、神社国有地払下げや環境浄化問題、いわゆる「神苑問題」として解決が長引くこととなった。

就職 「職」の問題については、勤労課を中心に求人開拓を行い、とくに炭鉱は、過剰労働力の吸収に大きく貢献した。当時、炭鉱は勤労報国隊の下山・朝鮮人労働者の帰国等により極度の労働者不足に陥っていた。戦後日本経済の再建に傾斜生産方式が採用され、食糧の特配・住宅、生産資材の特別割当等で生産の増強がはかられていた。従って、食・住・職を求めて多数の旧軍人・引揚者が入山した。一方、その資格をもっている者に対しては、六・三制実施に伴う教員への採用、行政機構の整備に伴う公務員の採用などがあった。そのほか、授産事業・元満洲開拓民を中心とする開拓事業があった。

引揚者自体による事業活動も盛んで、なかでも資金が少なくてすみ、小回りのきく物品販売業が多く、引揚地区ごとに結成された引揚団体を中心に各地に引揚者マーケットが建設されたりした。しかし、これも一時的な繁栄に留まり、平和産業の復興による商品の増加に伴って、信用資金・仕入れルート等を豊富にもつ在来の商店が次第に復興し、これら

マーケットは不振に陥っていった。そして、二十二年下半期からこの兆候が顕著になり、飲食店業や回転焼き業に転換するものもいた。中でも異色のものとしては、引揚者の共同出資による太陽開発合資会社の大浦干拓があった。

更生資金の貸し付け 海外引揚者の大部分は、長年にわたり築きあげた財産と生活手段を失い、戦後の混乱した社会情勢の中で、生活再建の方途をほとんど失ってしまった。このような引揚者の生活再建をはかるため、更生資金貸付制度が設けられた。

この貸付制度は、二十一年四月の「定着地における海外引揚者授産要綱」に基づき、引揚者・戦災者・その他の生活困窮者で、自ら生業を営み、自立するための計画をもちながら、資金のない者に対し、その資金を融通して、生活再建のみちを開かせようという目的で、二十一年八月に設けられ、同年九月から貸付業務が開始された。

この貸付資金は、七次にわたり、厚生省から支出され、うち、二十一

県内の更生資金貸付状況  
(国民金融公庫佐賀支店調)

年 度	貸付件数	貸付金額
		千円
昭和21	219	3,330
22	2,444	33,271
23	1,332	14,136
24	385	5,980
25	147	2,530
26	89	1,600
27	298	4,264
28	148	3,405
29	113	3,585
30	178	6,025
31	98	3,435
32	96	3,895
33	99	4,210
34	238	9,490
35	144	5,350
36	94	3,840
計	6,122	108,346

注：昭和37年度以降貸付なし

年の第一次から二十四年の第四次までは、都道府県に対し国庫補助金として交付され、二十四年の第五次から二十六年の第七次までは、直接、国民金融公庫に貸し付けられている。貸付支出総額は、約三一億円で、うち、都道府県への国庫補助金は二億四一三万円、国民金融公庫に対する貸付金一〇億円である。

更生資金は、当初には「生業資金」と呼称されていたが、二十四年六月、庶民金庫が拡充されて、国民金融公庫と改称されたことにより、生業資金の呼称も、国民金融公庫が扱う他の貸付金と区別するため、更生資金と改称されることになった。

貸し付けの実施は、第一次から第四次までが都道府県を事業主体、国民金融公庫を貸付機関として実施した。第五次から第七次までは、国から直接公庫に貸し付けられていたことから、政府委託の方式をとり、公庫が貸し付けを実施した。

貸付金額は、二十一年当初一件あたり三、〇〇〇円であったが、次第に引き上げられ、一世帯三万円以内に、そして、二十四年六月からは再貸し付けも認められることになった。貸付期間は五年以内・貸付利率年六分であった。

本県の貸し付けは二十一年度から始められたが、この資金運営機関として、県生業資金運営委員会が、側面的に援助する機関として県企業協会が設けられた。二十二年六月末の貸付状況は貸付件数一、九一九件・金額二、八三三万二、〇〇〇円であり、内訳は商業八四四件・六二六万一、〇〇〇円、次いで工業七五五件・一、六三二万八、〇〇〇円で、以下農業・水産業・林業の順であった。種類別にみると、引揚者が一、七五八件、戦災者一〇二件、復員者四二件の順で、当時いかに引揚者が困

窮していたかがうかがえる。

引揚者等に対し 終戦により海外からの引揚者の多くが、海外で長年にわたる法的保護 たり築きあげた財産や生活の基盤を失い、無一物同様で帰国したため、その日の生活にもこと欠くのが実態であった。わずかに引揚者を対象とした生業資金（後に更生資金と改称）の貸し付けがあったが、この貸付金も前述のとおり少額であり、かつ、据置期間を含め五か年償還であったため、必ずしも引揚者の実態に適應したものとはい難かった。

引揚者の生活は依然厳しく、再建は容易なものではなかった。引揚者の窮状は、二十七年の講和条約発効に伴い大きな社会問題となり、全国の引揚者が、海外に残した財産の補償について、強く政府に要望した。

政府はこれに対処するため、三十一年四月に在外財産問題審議会を設置し、審議会の答申を得て、次の援護措置を講ずることになった。答申が「国に在外財産の補償をすべき法律的義務があるか否かの根本問題については、結論は得られないとしながらも、引揚者の特殊性にかんがみ、生活再建のための特別の援護措置が必要である。」としているのは注目に値する。

このようにして制定されたのが、三十二年の引揚者給付金等支給法と四十二年の引揚者に対する特別交付金の支給に関する法律である。

前者は、終戦後に、外地に六か月以上在住して、引き揚げた者および引き揚げ途中死亡した遺族に対して、年齢に応じ給付金を支給するものである。本県での支給は、五万五八〇件、九万七、一七〇人であった。

前記の給付金が援護的・弔慰的な性格をもつに對して、引揚者特別交付金は在外財産の補償的性格を強くしていた。支給条件および一〇年償

還の国債であることは給付金と同様であるが、給付金が年利六分であるのに対し、交付金は無利子である点および給付金が厚生省所管であるのに対し、交付金が総理府所管である点が異なっている。本県の交付状況は、五万五八七件、人員九万五、三一四人であった。

#### (四) 戦没者遺家族の援護

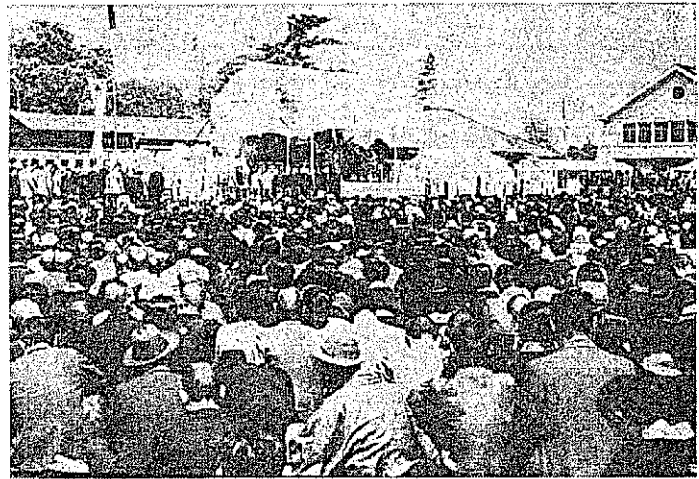
戦没者の追悼 第二次大戦による全国の戦没者は、軍人・軍属約二三〇万人、外地の一般邦人約三〇万人、戦災死亡者約五〇万人、合計三二〇万人の多くにのぼった。

政府は、これら尊い犠牲者に対し、追悼の誠をささげ、永久の平和を祈念する行事として、わが国の独立を回復した二十七年五月二日、全国戦没者追悼式が東京新宿御苑で行われることとなった。当日は、平和条約発効祝賀式典の前日であった。

天皇・皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、沖繩を含む全国遺族代表が招かれ、荘厳に挙行された。

なお、この追悼式は無宗教儀式で実施するため、中央に戦没者の霊を象徴する白木の追悼の標柱をたて、黙とう・奏楽・追悼のことば・献花を行う形式がとられ、その後の政府および地方団体の行うこの種の行事の式典の典型となった。しかし、この追悼式は、以来三十八年まで中断された。

政府は三十八年五月十四日の閣議で、「全国戦没者追悼式の実施に関する件」として、その後、追悼式の毎年実施を決定した。それは、わが国が戦後に平和と自由と繁栄を勝ち得たことが、過ぐる大戦で戦没した尊い犠牲者のお陰であることを銘記し、平和と犠牲者のめい福を祈り、



第1回県戦没者慰霊大祭 昭和27年5月

あわせて遺家族に対する慰謝と激励を行うためであった。

追悼式は、毎年八月十五日に国の主催で挙行され、式典には、天皇・皇后両陛下が御臨席になり、三十八年は東京日比谷公会堂、三十九年は靖国神社境内、四十年以降は東京九段の日本武道館で行われ、今日に至っている。

本県からも、毎年この全国戦没者追悼式に遺族が参列し、三十八年は一五人、三十九年にも一五人、四十年以後は三人の派遣を実施し、終戦三十周年の五十年には五五人が参列した。五十年度までの一三回にわたる本県からの参列者合計は三八五人である。

国のために散華した英霊を慰め、残された遺家族の慰謝と激励を行うため、本県単独による慰霊事業も多く実施された。

講和後の二十七年七月二日は、本県独自で県戦没者慰霊祭を遺族等約一万人の参列のもとに、佐賀高等学校で挙行了した。

この慰霊祭について、当時の佐賀新聞は次のように報道している。

在天の靈よ!!この慰霊の祭典を知るや知らずや、講和発効、日本新生の歴史の

かげに導い礎石となって散華した元師古賀繁一海軍大将をはじめ県内三万五千柱の霊をまつる県戦没者合同慰霊祭は、二日あさ十時から楠の若葉香る佐高西校庭の祭場で盛大にとり行われた。

祭壇は、六尺大の戦没者の霊の位はいも新しく、式台をはさんで十余対の生花、花輪が飾られ、一万余の遺族代表が喪服喪章で肅然と祭場を埋めた。

定時十時、三発の花火を合図に、一同心からなる黙とうをささげ、ショウ、ヒチリキの音もおおそかに式典を進め、祭主鍋島知事ほか各来賓の祭詞が、遺族の思いを、ありし日の夫、子の思い出につないで、場内肅然、思えば過ぎ去った数度の戦いに、あるいは北辺の荒野に、南めいの海に護国の散華を遂げた県下三万五千の英霊は、この占領下の六年余を、ただひそかに遺族の胸に包まれて過したのだ。

いま五月の薰風に揚々とひるがえる祭壇の日の丸の鮮かさも遺族にとってはいえらぬみたまをしのぶ愛情と追慕の表徴でもあらう。

「昭和二十七年五月三日付 佐賀新聞」

しかし、それ以後は、三十八年まで国にならって中断をやむなくされた。これは、国が独立回復後、とりあえず優先して追悼式だけを取り行ったという経緯によるものである。

三十八年に国が追悼式の挙行を国の行事として閣議決定したため、県も同年八月十五日、新装なった県体育館において、多数の遺族来賓参列のもとに、厳肅の中にも盛大にとり行った。その後、三十九・四十・四十一年と、県主催の追悼式を挙行し、四十二年度からは、県独自の開催はこれを取りやめ、国の追悼式に参加することによって、追悼の誠を捧げることとした。

その後、終戦三十周年の五十年十月七日には、県体育館で、遺族・来賓二、五〇〇人を招いて、荘厳な追悼式典を取り行った。

また県護国神社では、三十年から県戦没者慰霊大祭奉賛会により、毎年、春秋の二回、盛大な例大祭が執行されている。

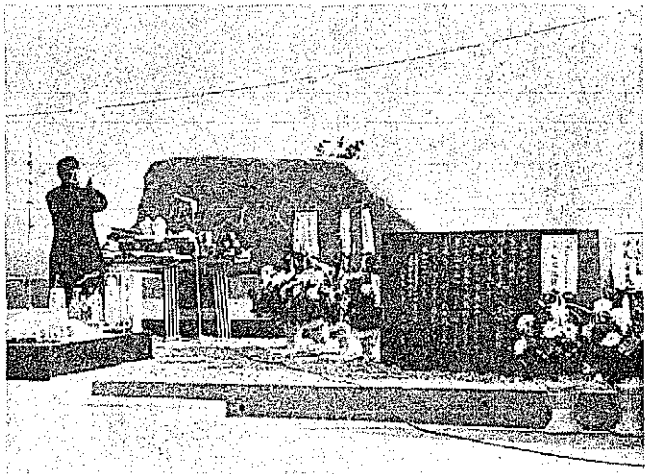
なお、この県護国神社の由来は、明治三年戊辰の役で、国事にたおれた本県関係者を祭祀して、招魂社として創建されたのが始まりで、昭和十四年護国神社と改称、二十二年五月占領軍をおもんばかって肥前神社となり、二十七年に護国神社に名称が復した。

遺児の参拝 二十七年度からは、市町村と共催で、戦没者遺児の靖国神社参拝を実施したが、これは中学三年在学中の末子(弟妹のないもの)を参加させるもので、三十四年度まで実施して計五、九〇八人の遺児が父親と対面できた。また三十六年度からは、妻の靖国神社参拝を実施することとし



戦没者遺児の靖国神社参拝の見送り 昭和35年8月

ることとして、おおむね経費の二分の一を県が補助し、市町村も同額を負担して四十三年度まで継続実施し、その数は九九二人となっている。



「はがくれの塔」除幕 昭和41年10月

### 慰霊塔の建立 三十四

年には平和を祈念し、二度と戦争の悲劇を繰り返さないため、民間からの募金等の協力を得て、佐賀市の県立城内公園に、浄財四一五万円で、「愛と平和の像」を建立した。彫像は郷土出身彫刻家古賀忠雄の作によるもので、礎石には、郷土の歌人中島哀浪の「あけてまつ 愛のもろてに さしそめし 平和の光 や

### 建立の記

#### 第二次世界大戦中

太平洋方面の戦場における本県出身の戦死者は実に二万八千余柱の多きに及んだ

今これらの英霊をなぐさめるために最後の決戦場であったこの摩文仁の丘に、はるかに郷土の貞石を運んで、はがくれの塔を建てながくその忠勇を顕彰する

昭和四十一年十月

佐賀県戦没者沖繩慰霊塔建設

期成会会長

佐賀県知事 池田直

がてあふれむ」という歌詞を刻み、三十九年五月二十七日完工、除幕式をとり行った。また、同日は、佐賀市水ヶ江町宗龍寺境内に、「無名戦士の碑」を建立、除幕した。

二十年六月二十三日、沖繩戦が終結したが、本県出身者もこの戦闘によって多くの犠牲者を出した。

太平洋戦争で、沖繩を含め南方方面で戦没した本県出身者二万八、〇〇〇余柱のめい福を祈るため、今次大戦の最終激戦地であった沖繩の「摩文仁の丘」に、慰霊塔「はがくれの塔」を建立、四十一年十月十九日、遺族等関係者二〇〇〇人の参列のもとに、除幕式を挙行した。

海を見おろす「摩文仁の丘」の霊域七二七mの中に建立された碑の原石は、高さ一・三七m、横三・六m、重さ六tの自然石で、神埼郡城原川上流からとくに運んだものである。また碑文は、高さ一・一m、横一・六m、重さ一tの唐津産赤みかげ石と大浦産の黒みかげ石に刻まれている。

工事費は六五七万四、〇〇〇円で、有志等の浄財と、県費補助金二五〇万円により、建立された。

本県の遺 県遺族厚生連盟は、二十五年十月、あとに取り残された遺族の状況 族の生活について調査し、「佐賀県遺族の実態」として、取りまとめた。これによれば、戦没者二万五、八二九人について、二万

佐賀県遺族の実態 昭和25年10月調査

戦没者数	25,829	遺族人数	57,657
内戦死者	20,348	内 父母	11,080
内戦病死者	5,395	内 父母妻子	15,312
内戦炎死者	86	内 妻子(男)	6,388
聖霊柱数別の世帯数	23,880	内 妻子(女)	8,369
内 五柱	1	内 その他	7,192
内 四柱	5	生活扶助受給者数	1,580
内 三柱	133	内 生活扶助	1,256
内 二柱	1,665	内 教育扶助	315
内 一柱	22,076	遺児の数	15,561
世帯主別遺族世帯数	23,880	18才以上	1,072
父	10,164	就業者	127
母	2,652	在学者	463
妻子	3,761	家事手伝者	10,732
祖父	277	18才未満	3,167
祖母	47	不就学者	
その他	6,979		

注：調査表から按ずい  
資料：県遺族厚生連盟調査

三、八八〇世帯が世帯員の中から直接に關係し、一世帯一柱が大部分を占めていたが、なかには、三柱、四柱の犠牲者をだした世帯もあった。とくに大きな社会問題であったのは、生計の主柱をなくし、遺児をかかえる戦争未亡人、年離れた父母のみの世帯であった。ちなみに、十八歳未満の遺児は一万三、八九九人にも達していた。

遺族に対する 戦争によって負傷し、あるいは戦死した者、すなわち戦法的援護 死病者・遺家族に対する国の援助は、占領軍の指令によってほぼ全面的に打ち切られ、多くの者が生計に窮することとなった。二十一年十一月、占領軍は「恩給及利益ニ関スル覚書」を発し、これに基づき二十一年二月一日付勅令第六十八号「恩給法の特例に関する件」が公布され、軍人および遺家族に対する恩典の措置は一切停止された。こ



亡き父に力強く決意を誓う戦争遺児 (第1回戦没者慰霊大祭にて)

れによって、遺家族に対する恩給等の支給は打ち切られた。しかし、国が国家に身を捧げた者に対し、何らの措置もとらないということは、国民感情としても忍び得ないところであり、占領初期の混乱がおさまるに従って、各方面でこのことが論議を呼ぶようになった。このままには放置できないとする世論は、その後の国会でもとりあげられ、第五国会（二十四年）では「遺族援護に関する決議」として、第十国会（二十五年）では「遺族戦傷病者および留守家族対策に関する決議」として、それぞれ決議された。しかし政府としては、問題が軍人に関するものであり、しかも、特別に保護を与えることは諸般の情勢から許されず、そのため生活困窮者であれば、軍人の遺族たる与否とに区別なく、生活保護法により措置することとして臨むことになった。二十五年当時は、日本経済の復興もはかばかしくなく、従って、財政的に余力



がなかったことも、ひとつの消極的原因であったことは否めない。

しかし、その後、国内や国際の情勢が変化してゆくにつれて、二十六年には、ようやく、講和条約の締結促進についての世論が喚起されはじめ、同時に、独立後のわが国における軍人遺家族対策の必要性が論じられはじめた。

二十七年度の予算編成において、恩給復活は見送られたものの、社会保障の色彩を加味した年金の支給が決定され、二十七年四月、戦傷病者、戦没者遺族等援護法（援護法）が制定された。

援護法は、軍人軍属の公務上の負傷もしくは疾病または死亡に関し、国家補償の精神に基づき、軍人軍属であった者、または、これらの者の遺族を援護することを目的とするものであった。対象者は、二十一年勅令第六十八号第一条に規定する軍人・準軍人およびもとの陸海軍部内の高等文官等と、もとの陸海軍所屬の有給の軍属（雇傭人）等で十六年十月二月八日以後の在職期間内にあったものとされた。内容は、障害年金の支給、更生医療等の支給、遺族年金の支給、弔慰金の支給等である。

二十七年四月、援護法が制定されて以来、戦傷病者、戦没者遺族に対する援護措置の充実拡大は毎年のように行われ、現在までに三十数回改正されている。改正の内容は、金額の増額、支給範囲の拡大、支給要件の緩和等であり、この結果、援護内容は一段と整備充実された。

本県では、昭和十二年七月七日の日華事変のぼっ発から二十年八月十五日の終戦までの県内の軍人・軍属の戦没者は三万二、五〇〇柱を数えるが、この遺家族に対する援護が、民生の安定上極めて重要であることはいままでもなかった。

終戦とともに遺骨・遺品の持ち帰りや、戦死公報が次々ともたらさ

れた地方世話部を中心に市郡単位に寺院を借りあげ、慰霊祭を執行、遺骨・遺品の伝達、遺族に対する弔問を行った。県護国神社の英霊の合祀は、二十一年一万四〇九柱、現在は三万五、五六六柱に達している。

終戦直後の遺家族の援護は、占領下のため制度的なもののみはみるべきもはなく、こうした情勢のなかで、遺家族の援護は、生業資金の貸し付け・授産事業・生活相談等を通じて行われた。

二十一年九月十一日には県遺族厚生連盟、二十五年七月には一般未亡人と戦争未亡人により、県みゆき会が結成され、遺家族等の相互扶助や援護施策実現のための運動を開始することとなった。

これらの運動によって遺家族援護の世論が強まり、二十七年の平和条約発効と同時に、国の援護事業が日の目を見ることになった。

援護法に基づく県下における五十年末までの処理件数は次のとおりである。

弔 慰 金	三万二、四一六件
遺 族 年 金	二万四、四五八件
遺 族 給 与 金	七四二件
遺 族 一 時 金	一一四件

二十八年八月には恩給法の一部改正により、戦没者遺族に公務扶助料の支給が開始され、県下における現在までの処理件数は二万八、四八七件に及んでいる。

援護法がその後、三十数次の改正を経ることは前述したが、三十八年には戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、四十年には戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法、翌四十一年には戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法、四十二年には戦没者の父母に対する特別給付金支給

法等、戦没者遺族に対する援護は充実強化されていった。これら給付金の五十年度末現在の処理件数は次のとおりである。

戦没者等妻の給付金 七、〇三九件

戦没者等の特別弔慰金 一万一、三三八件

戦傷病者妻の給付金 一、九七一件

戦没者の父母の給付金 二六九件

これらは一〇年償還の交付公債によるものが多く、一〇年の期間満了後には、さらに継続して、給付がなされることになった。すなわち、四十八年には、戦没者等妻の給付金が六〇万円の十年国債（当初、二〇万円）、同じく四十八年には、戦没者の父母に対する特別給付金が三〇万円の五年国債（当初、一〇万円）、さらに五十年には、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金が二〇万円の十年国債（当初、三万円）等である。これらの処理件数は、次のとおりである。

戦没者等妻の給付金 六、〇七二件

戦没者父母の給付金 一七六件

特別弔慰金 一万二、〇八四件

戦没者遺族 戦没者遺族相談員は厚生省通達（四十五年七月十三日）に族相談員 よって設置され、戦没者遺族の援護の相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、関係機関の業務の円滑な遂行に資する業務を行い、戦没者遺族の福祉の増進をはかることを目的とする。県には一人が厚生大臣の委嘱をうけている。

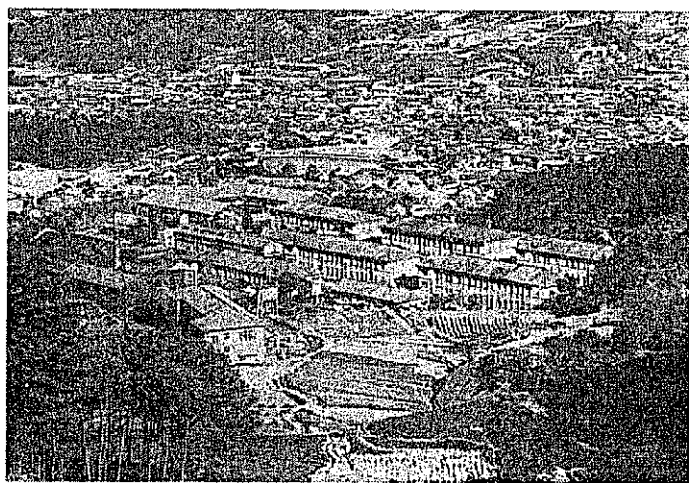
五十年度の相談件数は総数一、四一六件で、相談員一人当たり約八〇件を処理している。うち最も多いものは、戦没者遺族に対する特別弔慰金等の各給付金が一、一〇六件、次いで遺族年金等の年金関係が二一一

件、恩給六二件、その他三七件となっている。

### (五) 戦傷病者の援護

特別援護法の制定 過ぐる大戦が、その規模、苛烈さにおいて、史上無類のものであったことから、戦争のために負傷し、または罹病した戦傷病者は、わが国史上最大を数えた。そして、戦後三十年を経過した今日、戦傷病者は全国で一五万人、県下でなお入院・通院の施療患者は、入院四九人、通院一六一人、計二一〇人（五十年度末現在）となっている。

これら戦傷病者に対する援護は、所得面では恩給法や援護法等による年金が支給され、医療面については、戦傷病者特別援護法（特別援護法）による療養の給付、補装具の支給等が、国家補償の精神のもとに行われている。三十八年に制定されたこの特別援護法は、それまで個々の法律に規定されていた戦傷病者に対する医療等



戦時中から戦後にかけて多数の戦傷病者を収容した旧姫野海軍病院

昭和50年度 戦傷病者手帳交付状況

区分	軍人	軍属	準軍属	合計
視覚障害	168	3	1	172
聴覚障害	67	1	1	69
言語機能障害	29	—	—	29
肢体不自由	1277	15	10	1302
中枢神経機能障害	94	3	—	97
その他	367	6	1	374
計	2002	28	13	2043

の援護措置を、統合整備して制定されたものである。すなわち、療養の給付・療養手当の支給・葬祭費の支給は未帰還者留守家族援護法（昭和二十八年制定）から、更生医療の給付・補装具の支給・修理・国立保養所への収容は援護法から、日本国有鉄道および連絡船への乗車および乗船についての無賃扱いは戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車に関する法律（昭和三十年制定）から、この法律にそれぞれ統合された。

この単独法の制定について、戦傷病者の全国団体である財団法人日本傷痍軍人会は、二十八年ごろから戦傷病者の援護のための単独法の制定について、政府や国会に要望するとともに根強く運動を展開していた。これに対して、政府はすでに戦傷病者については、前述の個々の法律によって、一応の対策が整備されており、別途制定することには、慎重

な態度をとっていた。しかし、三十七年秋ごろから、国会において、この問題が急速にとりあげられる気運が生まれ、単独法として三十八年七月制定された。

本県の状況 戦争によって、軍人・軍属・動員学徒・徴用工員に多数の負傷者を生じたが、戦時中、埼玉海軍病院では、病院内に患者を収容することができず、そのため、町内の温泉旅館を借りあげた。佐世保海軍病院

でも、武雄温泉の旅館街に分院を設けて戦傷病者を収容する一方、軍事保護院所管の肥前・佐賀両療養所も多数の傷病兵を収容していた。これらの収容傷病者は、終戦とともに相次いで本院へ移送し、また退院するものも多かった。二十七年には援護法の制定による年金の支給、二十八年には恩給法の復活による傷病恩給（増加恩給・傷病年金等）の年金の支給により、金額にはなお問題があったにせよ、次第に援護の内容は充実強化されていった。

そして、三十八年には特別援護法の制定となり、以来、毎年度療養費・療養手当・補装具等が国費によって支給され、援護の内容も充実整備されてきた。五十年度のこれらの実績は、次のとおりとなっている。

戦傷病者手帳の交付 二、〇四三人

療養費の支給 入院 四九人（七、三九三万二、〇〇〇円）  
外来 一二二人（二、〇六万四、〇〇〇円）  
計 一七一人（八、五九九万六、〇〇〇円）

療養手当の支給 三人（三二万三、四〇〇円）

葬祭費の支給 三件（九万九、〇〇〇円）

補装具の交付および修理 交付 六四件（二七五万五、〇〇〇円）  
修理 一九件（四四万四、〇〇〇円）  
計 八三件（三一九万九、〇〇〇円）

戦傷病者乗車券引換証の交付 一、八二〇人（八、四三〇枚）

戦傷病者等の妻 戦傷病者の介護等に長年大きな負担をかけていた妻に対する援護 に対しては、四十一年七月戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法が制定され、十二年七月七日の日華事変発以後に、公務上負傷し、または疾病にかかり、これにより不具廢疾となった

旧軍人・軍属で、その不具廢疾の程度が第五項症（例、右か左の指全部を失ったもの）以上であるものの妻に、一〇万円を十年国債で支給することになった。以来、毎年のように法律が改正され、支給範囲も昭和六年九月十八日ぼっ発の満洲事変に、また、傷病の程度も第五款症（例、右か左の薬指の機能を失ったもの）までにそれぞれ拡大された。本県の五十年末現在における処理件数は、一、九七一件である。

戦傷病者相談員 戦傷病者の福祉の増進をはかるため、戦傷病者の更生等の相談に応じ、戦傷病者の援護のために必要な指導を行うことを目的として、戦傷病者相談員が設置されている。本県の現在の相談員数は一三人で、相談に応じ、適切な助言指導等に活躍している。五十年度の相談員の活動実績は総数で一、四九七件。相談員一人当たり一一六件を処理している。相談の内容は、やはり傷病恩給が最も多く七九三件、次いで特別援護法による戦傷病者手帳の交付・補装具の支給・療養の給付等についてのものが五八八件、その他一一六件となっている。

(六) 未帰還者留守家族の援護

未帰還者調査 終戦により、海外に残留を余儀なくされた旧軍人軍属および一般邦人も少なくなく、一方、外地での死亡者も多数にのぼった。留守家族は肉親の生存を信じて、やがては帰国するものと期待したのであるが、外地からの引き揚げが進むにつれて、この期待は無残にも崩れはじめ、帰らぬ人や、生死不明の者が意外な多数にのぼることが判明してきた。そして、主権の回復した二十七年を契機として、これら未帰還者の対策が社会問題となり、強い世論もあって、政府は、二十八年に未帰還者留守家族等援護法を制定した。すなわち、未帰還者の調査究

県在籍未帰還者の現況調

年 度	人員数	年 度	人員数
昭和20年8月15日 現在未帰還者	159,164	39	110
28	1,497	40	95
29	1,288	41	83
30	1,158	42	82
31	990	43	84
32	751	44	78
33	615	45	77
34	511	46	70
35	427	47	69
36	329	48	63
37	158	49	57
38	132	50	44

注：調査時点は各年度末現在

未帰還調査は急速に進展することとなった。

終戦当時、海外にいた日本人は旧軍関係者および一般邦人合わせて六〇万人といわれ、うち、二十五年五月までに約六二五万人が帰還し、約三五万人が未帰還者と推定された。これら未帰還者は、大部分がソ連・中国・北朝鮮の地域において消息を絶った者であったため、この方面を重点に調査した結果、多数の死亡事実が判明した。また、二十八年三月以降、ソ連・中国・北朝鮮からの集団引き揚げが再開されたことにより、厚生省が二十九年四月に把握した未帰還者は七万一、〇〇〇人余となった。本県の五十年末現在の未帰還者は四四人である。

留守宅援護 未復員者に対しては、旧陸軍・旧海軍ごとに個別に給与が支給されていたが、階級等により格差が大きいこと等から二十二年に未復員者給与法、二十三年には一般邦人も含めた特別未帰還者給与法が制定され、これら給与は、本人の帰国時に一括支給され、留守家族には

明は国の責任において行うことを明らかにし、調査機構の一元化をはかって、この業務の促進を期することとした。その後、国交未回復であったソ連とは三十一年十二月、中国とは四十七年九月に、それぞれ国交正常化が実現したことにより、



抑留同胞へ留守家族の声の録音 昭和29年5月

扶養手当が支払われていた。しかし、留守家族の生活保障が問題となつて、二十五年四月からは、留守家族に未帰還本人の給与が支給されることになったが、二十八年に至つて、未復員者給与法と特別未帰還者給与法を廃止、未帰還者留守家族等援護法が制定されて一元化した。

援護の内容は、留守家族に対して手当を支給するとともに、未帰還者が帰還した場合に、従前と同様、療養の給付等を行うものである。留守家族手当は制定当初は、月額二、一〇〇円、他に家族のあるときは一人に四〇〇円を加給するものであったが、その後、改正を経て、五十年末現在では月額四万二、一六〇円となっている。

支給状況は、二十八年から三十一年度までは、約五〇〇人近い未帰還者留守家族に、毎年度約一、五〇〇万円の留守家族手当を支給していた

が、その後次第に減り、四十二年度から一人となり、五十年度の支給実績は一人、四四万六、〇〇〇円である。なお、未帰還者で死亡が判明したときは、葬祭料をその遺族に対して支給することとなっているが、五十年度は一件三万三、〇〇〇円であった。

また、未帰還者に対する特別措置として、未帰還者のうち、国がその状況を調査究明した結果、なお、これを明らかにすることができない者について、戦時死亡宣告と弔慰料の支給を行うことができるとされている。現在まで本県の戦時死亡宣告は、旧軍人八三人、一般邦人二五八人、計三四一人、弔慰料の支給は五六四万円に及んでいる。

#### (七) 恩 給 業 務

軍人恩給の廃止 GHQの旧軍に対する措置は極めて厳しく、旧陸海軍の解体と軍国主義の一掃を、徹底して行われた。その一環として、前述の二十年十一月二十四日付の覚書「恩給及利益ニ関スル覚書」を発し、旧軍人軍属なるがゆえに、特別の処遇を与えることは許されないととなった。

これに基づいて、旧軍人等の恩給の廃止と制限の措置として、恩給法の特例に関する件(勅令第六十八号)が二十一年二月一日公布された。すなわち、旧軍人等の恩給は傷病恩給の一部を除いてすべて廃止され、項症者の傷病恩給中、六項症以上の増加恩給については減額して存続し、七項症の増加恩給および款症者の傷病年金は、減額して傷病賜金に切り替えられた。また、一般公務員の恩給の計算には、旧軍人軍属としての履歴や一般公務員としての職務加算は、一切恩給の基礎在職年に算入しないこととし、一方、いわゆる戦犯や公職追放者の恩給受給権はこ

第10章 民生の安定

旧軍人など恩給業務処理状況 (50年度末)

区 分	対象見込件数	処 理 状 況
普 通 恩 給	19,200	19,222
加 算 改 定	31,200	3,085
加 算 恩 給	17,000	14,896
傷 病 恩 給	6,500	5,636
公 務 扶 助 料	29,600	28,402
一 時 恩 給	12,045	7,628
兵の一時恩給	10,000	331
計	125,545	79,200

の主権が回復すると同時に、戦争遺家族に対する処遇が問題とされるのと並行して、勅令第六十八号によって廃止された旧軍人等の恩給をどうするか大きな課題となった。

二十七年六月、恩給法特例審議会が設置され、同審議会は、同年十一月「旧軍人軍属およびその遺族の恩給に関する建議」を政府に提出して、旧軍人等および遺族に対し恩給を支給すべきことを建議した。政府は、従来の恩給制度に所要の改正を加えて、二十八年八月一日恩給法の一部を改正する法律として公布された。こうして、旧軍人・軍属の恩給は二十八年四月から復活の第一歩を踏み出すこととなった。

本県の状況 旧軍人軍属の恩給には、旧軍人軍属本人に支給するものと遺族に支給するものがある。前者は普通恩給・増加恩給・傷病賜金および一時恩給、後者の遺族に対するものは扶助料・一時扶助料である。県が所管する事務はこれら旧軍人・軍属分の進達である。

れを認めないこととした。また、旧軍人の恩給の規定は二十一年の恩給法改正で恩給法から削除された。従って、旧軍人軍属およびその遺族は、恩給法の適用から除外されることになった。

軍人恩給の復活 その後二十七年四月二十八日の平和条約発効により、わが国

二十八年九月に定められた恩給給与細則では、

請求者の退職時における本籍地を管轄する都道府県知事および厚生大臣を経由して総理府恩給局長に提出することになっており、裁定は恩給局長によって行われている。本県の五十年年度末までの処理件数は表のとおりとなっている。

恩給法についても、援護法・特別援護法と同じく、二十九年から毎年改正され、恩給の額の増額をはじめとして、対象範囲の拡大、たとえば、戦争裁判による刑死・獄死者および責任自殺者の遺族をも扶助料支給の対象とし、また、戦犯拘禁期間の在職年への算入、外国政府職員期間の通算等、対象を拡大されていった。兵に対しても、五十年年度から一時恩給の支給が、法律改正によって引き続き実役三年以上のものに対し支給されるなど、恩給の内容も年ごとに改善・充実されてきた。また、恩給の額の増額は、毎年のように行われてきたが、四十八年度からは、国家公務員の給与改定に準じて増額改定されることが制度化され、今日に至っている。



旧軍人・軍属の兵籍簿 (県援護課)

軍歴証明事務 三十年、三十三年の恩給法の改正により、軍人軍属であった者の在職年が、恩給公務員期間に通算されることになったこと、続いて三十四年制定の國家公務員共済組合法、さらに三十七年施行の地方公務員共済組合法の制定により、文官の在職年に、軍人に付せられた加算年の算入が認められることになったこと等により、この証明書発行が、県の重要な業務となった。対象件数約二万件に対し五十年末までに一万五、九一四件の証明書を発行した。

#### (六) その他の援護

叙位叙勲 旧軍人等に対する栄典制度は、明治八年四月の太政官布告によって定められ、國家に功勞があつた者を、その功績の程度・身分に応じて、位階・勲等・功級に叙し、併せて特権礼遇を付与してきたが、その対象は、軍人・官吏が主であつた。しかし、戦後の軍の解体によって、政府は二十二年四月二十六日をもって、旧軍人等に対する栄典をすべて打ち切ることとした。

その後、三十八年七月に至り、政府は生存者叙勲の開始を決定、三十九年一月には戦没者の叙位叙勲の実施を決定した。

戦没者の叙位叙勲は全国の対象者約二〇〇万人に対し、本県の該当者は三万二、五〇〇人が予想されるが、五十年末の進達件数は二万九、九三九件、うち、発令済みは二万九、五九二件である。あとに述べる未伝達分を含めて、すでに戦後三十年を経過した今日、遺族の消息が完全に把握できないのが問題点である。

定例叙勲未伝達者に対する伝達は、戦前および戦時中に発令された定例叙勲の未伝達者に対する伝達業務であり、全国対象約五〇万件、う



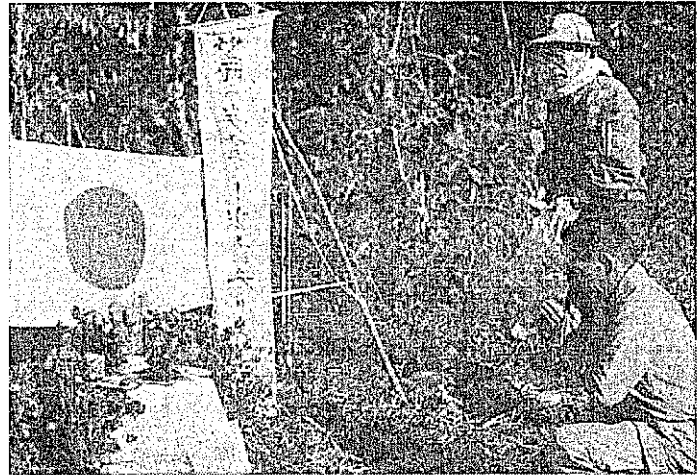
戦没者叙勲伝達式 昭和46年1月

ち、本県では八、二〇〇件が見込まれ、五十年末現在七、三九九件を進達しており、伝達済みは五、二七四件である。

未伝達位記等の伝達事務は戦前および戦時中に叙位が発令されたが、なお未伝達の者に対する伝達である。全国総数約三六万件、うち、本県は、八、〇〇〇件が見込まれ、五十年末までの処理状況は、進達済み三、九〇〇件、伝達済み一、九一一件となっている。

遺骨収集 太平洋戦争がアジアの全域におよび、大規模かつ苛烈を極めた。慰霊巡拝 戦没者も実に三一〇万人におよび、うち、海外での戦没者は約二四〇万人を数えた。これら海外戦没者の遺骨は、復員前あるいは復員の際、部隊が持ち帰ったものもあるが、それ以外は、海外の戦域に残されたままとなっていた。海外に眠る英霊をそのままに放置することは、国民感情としても忍びないところであり、そのため、国の手により遺骨収集が行われることとなった。

第一次計画が二十八年から三十三年まで、第二次計画が四十二年から四十五年まで、第三次計画が四十八年から五十年までに行われてきた。この三次計画によって、祖国に帰還した遺骨は一八万七、一七八柱



北ビルマ方面戦没者遺骨収集（本県から4人参加）  
昭和50年1～2月

である。

この遺骨収集には、当戦没地域の遺族の参加も認められ、本県からも参加したが、遺族だけでなく、戦友団体関係者の参加も多く、遺骨収集に貢献するところ大であった。しかし、遺骨収集は、かつての激戦地、また埋葬地を発掘しなければならぬ。戦後二十数年を経過するにおよび、また、発掘・捜索等を行

うことに対し、容易にこれを許可しないとす外国政府も生じた。そのため、遺骨収集を激戦地の慰霊巡拝という形態に転換することを余儀なくされ、今日では、この両者がそれぞれの国家事情に応じて実施されている。

本県からの遺族参加は、四十九年度にソロモン群島二人、ビルマ地域三人の計五人、五十年度にフィリピン四人・マリアナ諸島二人・ビルマ四人、北ボルネオおよび硫黄島に各々一人の計一二人が参加した。なお、この参加にあたって、県は謝礼を贈っている。

中国からの一時帰国 四十七年九月二十九日の日中国交正常化によ

り、中国在住日本人の、日本への一時帰国、いわゆる「里帰り」が認められることになり、帰国者に対し、援護措置が講じられることとなった。援護の内容は、中国の居住地から日本の落ち着き先まで、日本の当該地から中国居住地までの一時帰国に必要な往復旅費を国費で支給するものである。全国で約四、五〇〇人の中国在留者が見込まれ、五十年

度までに帰国したものは一、五八六世帯・二、四七一人、うち再渡航者（中国へ戻った人）九二三世帯、一、三九五であり、五十一年度以後も引き続き帰国が行われている（帰国と再渡航の差は、日本に永住を希望したものである）。

このうち、本県本籍の帰国者は、五十年末までに二六世帯・四一人となっており、うち永住者は二世帯二人である。なお、帰国者には、県から見舞金を支給している。

移動援護相談 援護法・特別援護法・恩給法、さらには諸給付金の支給法等により援護措置を講じているが、これら法律は、毎年のように改正され、一般には必ずしも周知されていないきらいがあった。そのため、県民へ広く周知徹底をはかる観点から、県から、県内市町村へ出向くこととし、四十四年度から移動援護相談を開設することとした。

相談件数は、四十九年度の一、九七三件を筆頭に、五十年末までで合計七、五六七件におよび、相談の内容は傷病恩給等恩給関係が最も多く、次いで遺族年金等となっている。移動援護相談は今後も引き続き実施する方針であるが、これまでの実施で潜在未請求のかなりの者が救済されたと推定している。

在日朝鮮人の北 終戦時、二〇〇万人余といわれた在日朝鮮人は、次朝鮮送還問題 々と帰国し、二十一年三月には約六五万人に減って



いた。在日朝鮮人の中には、日本の不安定な生活に悩み、北朝鮮への帰国を望む者が多数存在していた。日本と北朝鮮との間には国交関係がなく、また、朝鮮半島の複雑かつ厳しい国際情勢が存在していた。

人道的立場から、日本赤十字社を中心に朝鮮民主主義人民共和国赤十字会との間に、送還問題が話し合わせ、三十四年八月在日朝鮮人の帰還に関する協定が成立し、新潟港から北朝鮮への送還が開始された。

本県でも、日本赤十字社県支部・県援護課・市町村を中心に、送還事務が始められ、特に、日赤窓口での本人の意思確認に重点を置いて事務が進められた。三十四年十二月、第一次帰国者一六人が佐賀をたち、帰国の途についた。四十二年までの送還者は四四二人である。

## 五 同和対策

### (一) 同和問題

同和問題の本質 同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、同時に、日本国憲法によって保障された基本的人権に関する課題でもある。

昭和四十年八月に同和对策審議会が内閣総理大臣に提出した答申は、同和問題の本質について、「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、国民の一部の集団が経済的、社会的、文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全

に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」と述べている。

同和問題の歴史的沿革 同和問題の歴史的な流れとして、答申は、

「同和地区は、中世末期ないしは近世初期において、封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件に規制せられ、一定地域に定着して居住することにより形成された集落である。封建社会の身分制度のもとにおいて、同和地区住民は最下級のいやしい身分として規定され、職業、住居、婚姻、交際、服装等にいたるまで社会生活のあらゆる面できびしい差別扱いをうけ、人間外のものとして、人格をふみにじられていたのである。

しかし明治維新の変革は、同和地区住民にとって大きな歴史的転換の契機となった。すなわち、明治四年八月二十八日公布された大政官布告第六十一号により、同和地区住民は、いちおう制度上の身分差別から解放されたのである。この意味において、歴史的段階としては、同和問題は明治維新以後の近代から解消への過程をたどっているといふことができる。

しかしながら、大政官布告は形式的な解放令にすぎなかった。それは単にべつ称を廃止し、身分と職業が平民なみにあつかわれることを宣明したにとどまり、現実の社会関係における実質的な解放を保障するものではなかった。

大正時代になって、米騒動がぼつ発した際、各地で多数の同和地区住民がそれに参加した。その後、全国水平社の自主的解放運動がおこり、それを契機によりやく同和問題の重要性が認識されるにいたった。すなわち、政府は国の予算に新しく地方改善費の名目による地区

の環境改善を行うようになった。」と述べている。

本県でも、大正十二年七月に佐賀興水平社が創立され、県は地方改善事業として毎年予算を計上し、道路改修・井戸新設・宅地改良等に対する補助金を交付し、事業の推進をはかった。

## (二) 戦後の同和对策の推移

**同和对策審** 戦争によって戦後の国民生活は極度の窮乏に陥ったが、**議会答申** とくに、同和地区住民の生活困窮はなほだしかつたことはいままでもない。しかも、日本国憲法制定により基本的人権が保障されたにもかかわらず、部落差別が依然として残り、差別事件が各地で発生した。このような情勢のもとで、部落解放同盟など団体による自主的な解放運動が再組織される一方、二十六年には都府県によって全日本同和对策協議会が結成された。

国では、二十八年度に、戦後はじめて同和地区に隣保館設置の補助金が計上されたが、以後、共同浴場・共同作業場等、環境改善事業を中心として次第にその充実がはかられてきた。三十三年には、内閣に同和問題関係懇談会が設置され、同和問題について協議するとともに、審議会設置について検討を重ねることになった。

三十五年に同和对策審議会設置法が制定され、翌三十六年十二月には「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について、この審議会に諮問がなされ、四十年八月政府に対し答申がなされた。それ以来、同和問題は、国はもろん地方公共団体の責務として、また国民的課題として、今日に及んでいる。

**同和对策事業** 四十一年四月総理府に附属機関として同和对策協議会**特別措置法** が設置された。四十三年三月には、同協議会から「同和对策の促進に関する特別措置法案要綱」が提出され、特別措置法制定の気運が高まった。四十四年七月、明治四年太政官布告による解放令制定以来の画期的な立法として、同和对策事業特別措置法が制定され、同和对策事業は大きく進展することになった。この法律は、日本国憲法の基本理念の一つである基本的人権尊重の原則を基底とし、対象地域の住民の社会的、経済的地位の向上をはかることを目標としている。

## (三) 本県の同和对策事業

**同和地区の現況** 本県の同和地区の状況は、五十年六月の全国調査で、一〇市町村・一六地区・四八〇世帯・一、五一三人となっている。住民の生活を生活保護の受給状況についてみれば、人口千人対比で、県全体が一七・二人に対し、同和地区では一二・三・六人と著しい高さを示している。

**運動団体の組織** 戦後、全国的な運動が組織されるに伴い、本県でも三十五年五月に、四支部による部落解放同盟県連合会が結成され、その後引き続き組織化が進み、三十七年には七支部、五十年度末では八支部に拡大されている。同会から、同和問題の根本的解決をすみやかに実現するよう、県・市町村に対し強い要請がなされてきた。

**行政組織の整備** 県でも、同和問題の解決にあたるため、三十六年三月に、庁内組織として県地方改善対策協議会を設置したが、四十八年七月には県同和对策協議会に、四十九年八月には県同和对策推進協議会に改め、同和对策の総合的推進をはかっている。また、組織機構の面でも、



同和教育研究大会

には、県内の小・中・高校の教職員約八、〇〇〇人によって、県同和教育研究会が結成された。この研究会は、「部落問題を単なる歴史的事象として過去の問題として指導するのではなく、教師自身が同和教育の本質を正しく理解し、同和教育の根本的立場に立って、すすんで被差別部落に対する差別を解消する」という基本的理念をもって、自主的な研究や実践活動を行っている。

また、社会同和教育団体として、四十九年四月に、全県下の市町村社会教育機関の職員と社会教育関係団体の役員によって、県社会同和教育研究会が結成された。この研究会は、「同和教育の基本問題についての研究、研修を行い、同和教育に対する正しい認識と理解を深め、地域

四十四年十月厚生部福祉課内に地方改善係を新設、四十八年六月同課内に同和対策室を設置、四十九年七月には同室を部

内室として独立する等、行政組織の強化をはかった。一方、同和地区を有する市町村でも、同和対策室を設け、同和対策事業の推進に努めてきた。

同和教育研究団体 研究団体として、四十五年十一月

における同和教育を積極的に推進し、県内社会同和教育の充実発展をはかる」という目的をもって、研究と実践の推進がはかられている。

初期の事業 同和対策事業は、三十五年度に下水排水施設・共同作業場・共同井戸の整備に対する県費補助金が、戦後はじめて県の予算に計上された。その後、各種の事業が実施されたが、国の対策と同じく部分的な環境改善事業にとどまり、総合的・抜本的施策が要請されるに至った。

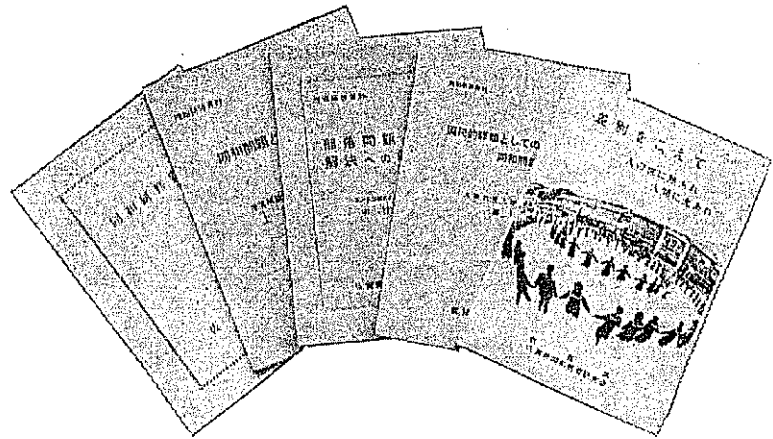
同和対策事業特別措 四十四年に同和対策事業特別措置法が制定された。同和対策長期計画が策定されるにおよび、本県の同和事業も従来の環境改善事業から、教育・保健衛生・社会福祉・産業就労等の総合的対策に進展した。

産業就労対策としては、花き温室や陶磁器製造の共同作業場、みかん園造成事業、大島組織の共同作業等の事業が実施された。就職希望者には職業訓練の実施、就職支度金制度の発足もみた。とくに、四十六年十月には、同和地区の中小企業者を対象とした県同和地区中小企業振興資金貸付制度が発足した。

教育対策としては、四十四年度から、高等学校等の進学奨励金支給、同和教育研究校の指定、同和教育推進地域指定および研修会の開催等が実施された。社会教育においても、社会教育指導主事・公民館主事等の社会教育指導者の研修会を実施し、四十七年度には社会教育指導員の配置がなされた。

保健衛生・福祉対策としては、トラホーム診断治療・成人病検診・巡回保健相談事業の実施、保育所・児童遊園地の整備が推進されている。

環境改善対策では、従来からの地区道路・下水排水施設・共同井戸等



啓 発 資 料

一四六社にのぼるといふ差別事件が発生した。

同和对策事業の推進については、同和对策事業特別措置法に明記されているとおり、国および地方公共団体の責務であり、国民的課題であるとの認識のもとに、県としては国の方針にそって、同和問題についての正しい認識を広く県民に啓発し、対策の徹底に努めるとともに、関係市町村との緊密な連携をはかり、行政の各分野におけるあらゆる措置について総合的に推進してきたところであるが、いまだに「地名総鑑」に

の共同利用施設の整備のほか、住宅対策として、公営住宅の建設や住宅改修資金貸付事業が制度化された。そのほか、地域住民の地域活動の施設として、隣保館や集会所の整備がなされた。

以上のように、同和問題の解決に関係者が最善の努力をしているときに、五十年十二月、被差別部落の所在地等を記載した「地名総鑑」・「全国特殊部落リスト」など六種類におよぶ最も悪質な差別図書が発行され、全国の購入企業は実

みられるような悪質な差別事件があとをたたず、また、相当な残事業と問題点も少なくない現況であり、対象地域における環境の整備、保健福祉の充実、産業の振興と就業の安定、教育の充実、同和問題に対する理解と認識を深めるための啓発活動を行い、対象地域の住民の社会的・経済的地位の向上をはばむ諸要因を解消するため、一層の努力が望まれる。

## 六 消費生活

### (一) 戦後の県民生活

混乱期の 県民は、終戦により、戦時下のあらゆる面にはりめぐらされた生活状況 れた国家統制の重苦しい生活から解放され、生色を取りもどしていった。

しかし反面、戦後の食糧難・物資難・ヤミの横行・インフレの高進等、かつてない経済的・社会的混乱の中で新しい局面に立たされていた。

配給統制が厳しい戦時中から、食糧、その他の生活必需物資が不足していた状況に加えて、復員者・引揚者・戦災者・軍需産業の壊滅による多数の失業者の発生等で、県内人口は激増し、いきおい、生活必需物資、特に食糧需要が増大した。加えて、昭和二十年は全国的に凶作で、食糧の需要量はなおさら不足した。

当時の生活状況は想像を絶するような窮乏生活であった。二十一年三月に預金封鎖・新円切り替えが実施され、新円は月に世帯主三〇〇円、家族一人一〇〇円しか払い出しがされなかったもので、このごろの生活を

「五〇〇円生活」と称していた。

県民の多くは食糧不足から逃れるために、やむなく高いヤミ米に頼るか、近村へ買い出しに出かけた。食糧生産県である本県には、県内の都市生活者はもちろんのこと、福岡県・長崎県から食糧の買い出し組が押しかけ、農村・漁村は異常な札東景気を呈し、中には札東の山を物差しで測る、いわゆる「尺祝い」という話題もあった。反面、都市生活者、特に、戦災者・引揚者の生活は実にもじめで、衣類等を次々と食糧品等と交換して、辛うじて食いつなぐ「たけのこ生活」であった。

## (二) 主要物資の配給

**主食の統制** 政府は戦時下の国民の食糧を確保するため、十七年二月一日食糧管理法を制定公布した。終戦後も引き続き同法に基づき、米・麦・雑穀・でんぷん・かんしょ・馬鈴しょ・麵類・パンなど、主食および代替品をすべて国家管理のもとにおき、民間団体である食糧営団に任じて、独占的に消費者への総合配給を行ってきた。

終戦と同時に朝鮮米や台湾米の移入は途絶し、加えて、戦時中の農村労働力の不足や、肥料・農薬・農機具などの不足による生産性の低下、敗戦による農民の生産意欲の減退、引き揚げ・復員・疎開などによる消費人口の急激な増加のため、戦時中からの食糧難は一層深刻なものとなり、全国的にヤミ米が横行した。このような時勢の中で、東京地方裁判所の山口良忠判事（本県白石町出身）は、私は法律の番人だからヤミ米は食えないと言って、配給米だけで生活した結果、栄養失調となり、二十二年死亡するという事件がおこった。

終戦直後の主食の配給基準量は、一般成人一人一日二合三勺（三三〇

(うせきじぎにせいせきしりてはけいそく)

昭和三十二年六月 多 久 村 長

### 家庭用主要食糧配給通帳

住所 多久村字 牛野 氏名 牛野 直三

品名	単位	数量	備考
米	合	...	
麦	...	...	
雑穀	...	...	
...	...	...	

食糧営団 配給課

配給通帳（多久市立図書館蔵）

g)であったが、二十年十一月から配給基準量の一割減二合一勺（二九七g）の配給となった。しかもその内容は、米不足を補うため、大豆・えん豆・そら豆・そば・あわ・どんぐり・かんしょ・茎葉などの未利用資源を食糧営団において粉食化した代替食糧を含めて配給された。二十一年十月には代替食糧として粉食化したものを小麦粉に混入して配給したところ、東川副村（諸富町）一帯で食中毒が発生した。米食に慣れた県民には、未利用資源の粉食を口にするのは初めてのことであった。

二十年秋の産米は天候不順に風水害が加って、全国的な稀有の大凶作となり、二十一年春ごろから県下の食糧事情は悪化し、主食の配給も米の割合がさらに減少し、雑穀・かんしょが大部分を占めるようになり、欠食児童も出始め、同年六月一日県教學課は県下各学校に授業短縮を指示し、ついに七月一日から県下学校では食糧休暇がはじめられたほどであった。



食糧配給の遅れを伝える佐賀新聞 (昭和21年10月)

二十一年八月には、実際配給量の一割減の一合九勺(二六七g)の配給となり、さらに九月には主食の中の米の割合が三割に減量された。十月には出荷が始まったかんしよや、占領軍放出食糧等により欠配は辛うじて回避されたが、主食はいも五割、代替食糧五割となり、一般人は乳幼児・病人・妊婦を除いてついに「米なし配給」となった。

成人男子の安静時の必要熱量は約二、〇〇〇カロリーであり、十月の主食の配給は八〇〇カロリーであるため、副食・ヤミ物資による補給はあったにしても、県民の食生活は事実上の潜在的飢餓状態であった。二十一年産米の供出が始まり、十一月一日から代替食糧を含めて二合五勺(三五五g)の配給基準量による配給となり、さらに、二十三年十一月から二合七勺(三八五g)への増配が行われた。本県の一部には短期間の運配はあったが、他県のような欠配・欠配たなげなど異常な事態は発生しなかった。

生活必需品 主食関係の食糧品をはじめ、青果類・魚介類などの生鮮物資の統制 食糧品や同加工食糧品、みそ・しょうゆ・塩・砂糖など

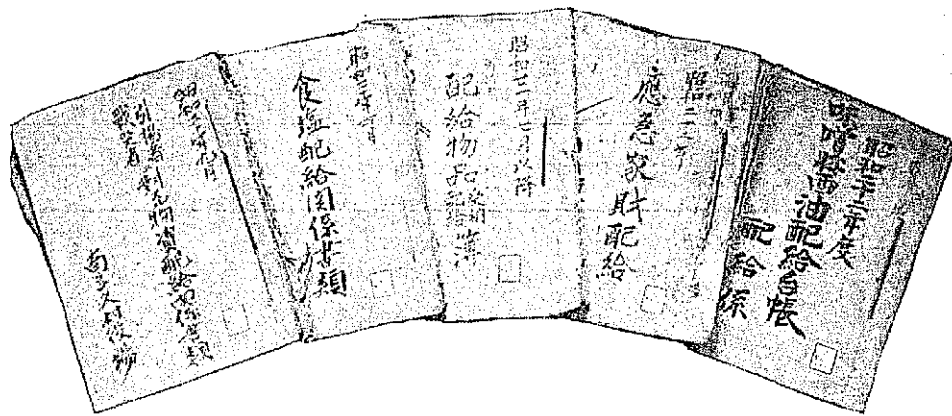
の調味料、家庭用燃料、繊維製品、日用品、その他、清酒やたばこなどにいたるまで、はなはだしい品不足のため、戦時中から厳しい統制下におかれていた。

戦後は、生産力の減退と輸送力の低下に加え、原材料の輸入途絶によって、生活物資の欠乏は一層深刻化していった。

占領軍の放出物資や旧軍隊の貯蔵物資も相当量あったが、これらは戦災者や引揚者に対する救済用に、あるいは農業・漁業・林業従事者や炭鉱労働者に対する増産報償用に優先配給されたので、一般家庭用の配給はわずかであった。

このように不足する物資をできるだけ国民に公平に分配するため、政府は二十一年に臨時物資帯給調整法を制定し、翌二十二年には指定配給物資配給手続規程を公布して、切符による配給制度を実施した。本県でも二十一年八月に県水産物統制規則を、翌二十二年四月に鮮魚介配給統制規則を制定公布したのをはじめとして、生活必需品の生産・集荷・配給に関する規則を次々に制定するとともに、二十二年五月には県生活物資配給委員会を設置して、特に、末端に対する配給の適正・公平を期した。

このように厳しかった戦後の経済も二十三年ごろからは、諸種の規制が緩和され、企業再建の機運が高まって、生産も次第に軌道に乗り、物資の供給も潤沢になってきた。さらに二十五年には、朝鮮動乱による特需景気によって、わが国の経済は、ここに一転して繁栄の方向をたどることになった。こうした背景のもとに、二十五年には臨時物資帯給調整法など、統制関係の諸法規は廃止されて、国民の戦後五か年にわたり、日常生活に重圧を加えていた配給制度から、ようやく解放されることが



各種生活用品関係配給書類 (多久市立図書館蔵)

できた。

指定配給物資はきわめて多くの品目にわたっていた。これらの統制に  
関する県の行政措置は、経済部の商工・水産・林務の各課において分掌  
していたが、二十三年一月青果物関係の業務をも所管する特産課を設置

すると同時に、商工課から分  
離して物資課を新設して、調

味料・副食品等の日用生活必  
需物資の需給調整のほか、諸  
物価・地代・家賃等の統制業  
務をも担当することにした。

なお、この物資課は二五年十  
月商工課に吸収された。

#### △水産物▽

魚介類の生産高は、当分の  
間、燃料・漁具・漁船の不足  
で、戦前にははるかに及ばな  
かった。

終戦後、しばらくは占領軍  
の指示により、自由販売とな  
っていたが、価格高騰が著し  
く、再び統制の対象となっ  
た。

二十一年三月に鮮魚介類の  
集荷配給統制が実施され、水

揚げされた魚介類はすべて生産地において政府の出荷割当てに従い、県  
の指示により公認出荷機関から荷受機関に出荷された。

これを受けた荷受機関が、県の配給計画に基づいて一般消費者の登録  
小売店に配分し、各小売店は自店に登録した消費者に対し、隣保班を通  
じて割当配給する仕組みになっていた。

#### △青果類▽

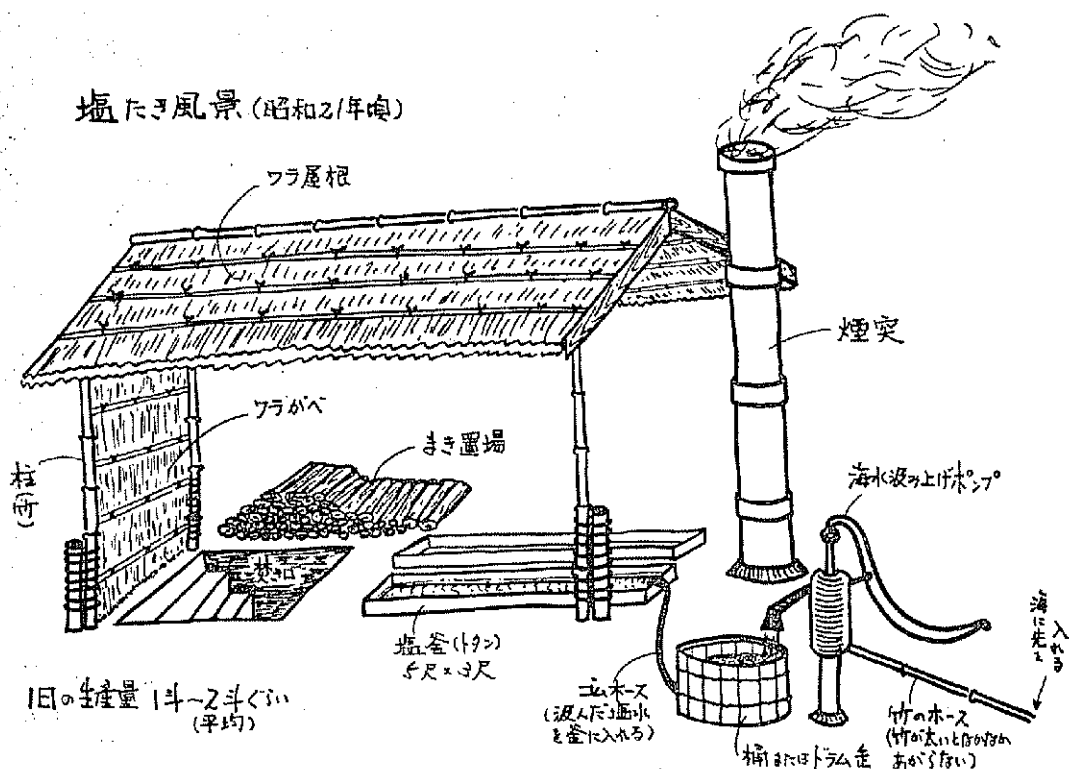
そ菜や果実については、農業会による計画集出荷が実施された。消費  
者に対しては、県の指定した配給業者によって、隣保班ごとに割当配給  
する仕組みになっていた。価格は公定価格とし、ヤミ売買を堅く禁止  
し、正規の配給ルートに乗せるよう行政措置をとるとともに、家庭菜園  
をも奨励した。そのため学校農園はもちろんのこと、人通りの少ない街  
路にまでそ菜畑が見られた。しかし、都市部からの買い出しや、農民の  
ヤミルートへの横流しなど、統制違反は絶えなかった。二十四年四月に  
なり、野菜の統制が徹底されて、市場でのセリ売りが行われるようにな  
った。

#### △調味料▽

みそ・しょうゆは満州からの大豆の輸入が途絶したために、終戦直後  
の配給量は一人一か月みそ九〇匁(三三八g)、しょうゆ二合七勺(〇  
・四九ℓ)程度であった。みそ、しょうゆの不足は深刻となり、二十一  
年には粉みそ、粉しょうゆが配給されることもあった。みそは大豆のか  
わりにかんしょで作ったイモみそが統制機関を通じて配給された。

#### △食塩▽

戦争末期になると、塩不足のため佐賀市では、生の海水を一升(一・  
八ℓ)を一〇円で売って回る商売が出現した。



絵は、伊藤留次郎提供、終戦前はこの風景が玄海沿岸各所にみられた。

家庭用食塩の不足に対して県は、二十年製塩課を設けて塩の県内自給を計画、県自ら指導塩田を唐津・伊万里・打上・切木の四か所に設けるとともに、農業会、水産業会、製粉、乾めん統制組合、味噌醤油統制株式会社等に、補助金を交付して製塩を奨励した。二十一年四月には六〇町歩(六〇ha)、補助金も六五〇万円の巨額に達した。この当時の配給量は一人二〇〇gであった。自給塩の生産量も順調に伸びたが、十一月から石炭不足のため燃料確保に支障をきたし、次第にしりすぼみとなり、また塩の輸入が再開されたこともあって、二十四年三月末には県営塩田も閉鎖された。

△砂糖▽

砂糖は、乳幼児に対してのみ一か月一五〇g(五六三g)程度の配給が行われていたが、二十二年十二月末、四年ぶりに家庭配給が行われた。久しぶりの甘味料の配給で、甘味に飢えていた県民は、当初はこれを喜んだが、米一合分との引き換えの配給であり、県民の不満が強く、次第に忌避された。砂糖の本格的な配給は二十四年まで待たねばならなかった。

△しこう品▽

たばこは、町内会や部落会等を通じて、二十二年ごろまでは成人一人につき五〇本を随時配給された。配給量は酒もたばこも成年男女一律で、用・不用にかかわらず、物々交換用に配給を受けるといふ不合理な点があった。

△繊維製品▽

繊維関係の工場は戦時中に多く軍需産業に転換したために、終戦後しばらくは生産の回復が期待できなかった。その上、統制団体の在庫や占





衣料切符（森永利八提供）

領軍放出の衣料品なども戦災者や引揚者の救援用に、また、農漁民や山林、炭鉱労働者などの増産報償用に向けられたので、一般家庭では手持品で一時をしのがなければならなかった。

繊維製品の配給は統制団体が取り扱っていたが、二十二年十月からは新たに施行された衣料品配給規則・衣料切符規則に基づいて、生産者から卸売商・小売店を経て、衣料切符の点数分だけを消費者に配給することに改められた。小売店は、消費者の投票によって一、〇〇〇票以上を獲得した店を登録店として指定され、登録店の基準は人口二、〇〇〇人に一店の割合となっていたが、消費者は県内の登録店であれば特殊配給品を除いて、いずれの小売店でも購入することができた。なお、繊維製品は一般消費者に対する普通切符のほかに、児童・生徒・妊産婦・乳幼児・引揚者・戦災者等には特配切符が交付された。

二十三年ごろから衣料品の供給も次第に豊富になってきて、二十四年ごろには衣料事情は著しく好転し、二十五年九月には登録店制度も普通

衣料切符も廃止となった。

### （三）消費者行政

消費者行政は、事業者と消費者の取引関係において実質的政の立場に不利な立場にある消費者の地位の向上をはかり、消費者の利益の擁護・増進をはかる行政である。

消費者問題が顕在化したのは、わが国経済が高度成長時代に入った昭和三十年代である。高度経済成長は国民生活の向上をもたらしたが、反面、多種多様な新製品の登場、激しい宣伝と広告、販売競争の激化などにより、消費者の適正な選択を困難にし、時に欠陥商品により単に損害を与えるだけでなく、身体への危害を発生させる等、消費者の安全と利益を損う問題が多発した。このような環境のなかにおいて、消費者の利益を擁護することは時代の要請であると認識されるようになった。

国の消費者行政 政府は、三十六年経済企画庁に国民生活上対策審議会を設置し、消費者保護のため取るべき対策の基本方向について諮問を行った。戦後、独占禁止法・食品衛生法など消費者保護に関する法律が制定されたが、消費者保護のみを目的としたものはほとんどなく、この諮問をもって総合的な消費者行政模索の第一歩を踏み出した。

この国民生活上対策審議会の答申、および三十九年九月に臨時行政調査会が発表した「消費者行政の改革に関する意見」を受けて、各省庁の消費者行政を総合的に推進するため、行政組織の整備がすすめられた。四十年には経済企画庁に国民生活局消費者行政課が設置され、各省庁の消費者行政の総合調整を行うこととなった。なお、この間に、消費者保護の見地から割賦販売法、家庭用品品質表示法、不当景品類及び不

当表示防止法などの関係法令の制定改正が行われ、また国民生活に関する調査研究を行うため特殊法人国民生活研究所が設立された。

一方、国会および各政党では、消費者保護基本法案の作成について検討審議がすすめられ、四十三年五月、消費者保護基本法が制定された。

この消費者保護の憲法ともいべき法律の誕生で、消費者行政は新たな第一歩を踏み出し、機構や関係法制の整備は急速な進展をみた。

また、四十五年には、国民生活研究所を発展させた特殊法人国民生活センターが設立されている。

**本県の消** 本県でも、産業振興計画を軸とした県民所得向上政策の成  
**費者行政** 果として県民の生活が向上していく反面、消費者保護の必  
要性も一段と強まり、四十二年九月經濟部中小企業課に消費者行政係を  
設け、消費者行政がスタートした。

四十三年消費者保護基本法が制定され、消費者の利益の擁護と増進に  
関して、国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割が明確にされ  
るとともに、施策の基本的方向が示された。これを契機に、従来の生産  
者保護の重点主義から、国民生活優先の原則に立った消費者の保護育成  
という明確な視点で、関係施策を総合的に行うことになり、同年六月に  
消費者行政を新設の県民室に移管し、従来の係制から担当次長制へと組  
織を拡充し、業務内容も一段と強化された。

四十四年には消費者の苦情処理相談に応ずるため、消費生活相談室を  
設け、また、初めての試みとして、佐賀市で消費生活展を開催した。翌  
四十五年には、県内各地域における苦情相談の窓口として佐賀市を除く  
六市と神埼町に、四十六年には有田町に消費生活苦情相談員を配置し、  
これによって、県内の苦情処理のネットワークが一応整えられた。

四十五年十二月には、消費生活相談室を発展解消して消費生活センタ  
ーを、佐賀市松原町の旧文化館に設置し、苦情相談・商品テスト・啓発  
事業などを消費者行政の第一線業務として行うこととした。その後、消  
費生活センターで取り扱う相談件数は年々増加し、また、啓発事業や商  
品テストなどに対する消費者の需要も高まり、建物が手狭になったた  
め、五十年四月に新佐賀駅北口に近い旧工業試験場に移転した。

しかし、県内に一か所のセンターでは、消費者の需要に十分応えられ  
ないとの不満も起こった。特に、唐津市では五十年八月消費者グルー  
プ協議会が、唐津市にも消費生活センターをと市内の婦人会などに呼びか  
け、設置運動を行い、五十一年十月一日開所の運びとなった。



県消費生活相談室 昭和44年設置

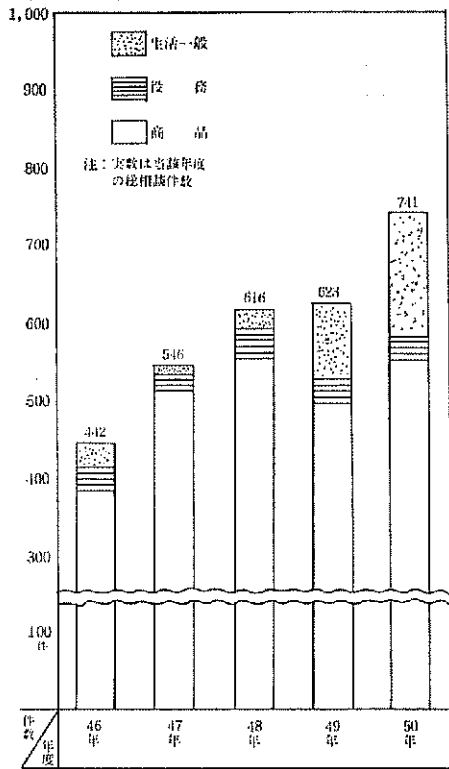
県でも、県西北部における消費者行政の一層の推進をはかるため、こ  
の唐津市消費生活センターに事業の一部を委託することとし、県のサブ  
センターとしての機能を

もたせることとした。

一方、県の消費者行政  
機構は、五十年八月の機  
構改革によって県民室が  
廃止されたため、福祉生  
活部へ移管し、新設の県  
民生活課が所管すること  
になった。

県内の市町村における  
消費者行政機構の整備状  
況をみると、四十四年地

県消費生活センターの相談受付件数の推移



資料：県消費生活センター

方自治法が改正され、消費者の保護に関する事務が地方公共団体の事務として明記されたことから、次第に整備されてきている。五十年末現在、専管機構を持っている市町村は一市のみで、他は兼務ではあるが、市町村における消費者行政の窓口は一応整備されている。特に、県で配置していた苦情相談員を身分移管して引き継ぎ、市町村の苦情相談員として活動を続けている六市（武雄市を除く）と二町（有田町・神埼町）では、消費者行政がかなり進展している。

消費者行政はこのほか、消費者の自主的な活動を促すため、消費者グループの育成にも力を入れてきたが、四十六年一二グループ、四十七年一〇グループと次第にグループが誕生し、五十年末現在で六二グループとなり、会員数も一、六七七人と増加し、県内各地で活発な活動がなされている。

この間、四十九年にはこの消費者グループの連携をはかるため、県消費者グループ協議会が結成されている。

#### 四 物 価 対 策

占領下の物価対策 戦時中からくすぶり続けていたインフレが終戦により異常に高進したため、政府はインフレ対策を中心とする総合的経済危機突破対策の実施を決意して、昭和二十一年二月に戦後物価対策基本要綱を決定し、金融緊急措置令、日銀預入令、食糧緊急措置令、隠匿物資等緊急措置令を施行、翌三月には物価統制令、臨時財産調査令を施行した。これら一連の経済政策は、①預金の封鎖、新円の発行、財産税の新設でインフレを終息させ、②食糧の強制収用および隠匿物資の摘発で物資なかつく食糧の確保、③米および石炭の二重価格制を基礎に新物価体系を確立し、物価の安定をはかるうとするものであった。

新物価体系は、一 家族の一月の標準生計費を五〇〇円とし、これを基本として物価を決定し、物価統制令に基づき物価の統制を行うことを目的とした。

二十一年八月には経済の総合的安定をはかるため、経済企

### 新円の五百圓生活

#### 物価体系と標準生計費

飲食費	287圓10銭
住居費	52圓65銭
被服費	35圓00銭
光熱費	31圓58銭
衛生費	89圓60銭
交通費	33圓00銭
教育費	23圓72銭
其他	50圓00銭
合計	526圓2銭

500円生活



◎運動 (昭和22年6月 佐賀新聞)

画官庁として経済安定本部を設置し、その外局として物価行政の総合的施策の実施官庁である物価庁が設けられた。一方、地方にも物価事務局を設け、経済安定および国民生活の確保のため、物価統制令に基づき国・県あげての物価政策が実施されることになった。これよりさき、本県では二十一年八月、一〇一人の物価監視委員を任命し、経済警察官とともに物価の上昇に監視の目を光らせた。二十二年には経済監視官および同監視官補約一〇〇人を任命し、ヤミ取り締まりなど経済取り締まりを強化した。

物価統制令に基づく価格統制は、物価庁および県の査定による公示価格、例外許可価格、届出価格の三種類があり、県の査定価格の設定については、十九年に設置された県生活用品価格査定委員会を二十二年四月

に県価格査定委員会と改称、機能も大幅に拡充強化された。同委員会には第一部(和装製品、織物など)、第二部(小間物、文具等)、第三部(和雑貨、金物等)、第四部(陶磁器等)等七の専門部を設け、事務局を佐賀市(佐賀商工会議所内)に、支局を唐津市、有田町

におき、主として生活用品を対象に適正な価格の査定を行い、価格を公示した。統制品目については、査定済みの証紙、価格を表示させ、◎価格をこえるヤミ価格、無査定品等を同査定委員会、経済監視官、同監視官補、物価監視委員が監視し、物価の上昇を抑えるしくみであった。

こうした物価対策にもかかわらず、統制価格と実際価格との大きな差があり、関西の一角から発生した物価引き下げ運動に呼応して、二十二年六月、県では◎厳守運動を実施したこと等により、一部食糧品を除き、物価の上昇は一応停止した。しかし同年七月の一、八〇〇円ベースによる第二次新物価体系の実施により再び物価が上昇し、◎厳守運動はわずか一か月で失敗に終わった。

物価の上昇は、翌二十三年に入っても続いてきたが、同年七月には三、七〇〇円ベースによる第三次新物価体系を決定、価格・賃金の手直しがなされた。その後も物価は上昇を続け、東京都小売物価指数によれば、二十三年は昭和九・十一年の一四九・六倍の高騰であった。公示価格と実際価格との格差は依然として縮小せず、二十三年には米一升が◎三九円九〇銭、実際価格一七〇円で四・二七倍もの開きがあり、主食・衣料品を中心に格差が大であった。

物価上昇の抑制は引き続き続けられ、二十三年九月には、物価庁から◎標準品の指定を受け、県下市町村に標準店を指定して◎価格の厳守を推進した。同年十二月には県連合婦人会主催で物価引き下げ総奮起大会を開き、◎厳守・ヤミ撲滅を決議し、主婦による物価監視隊を編成し、消費物価の◎厳守運動を展開した。また、佐賀市婦人会では、二十四年三月八日から三日間物価安定大廉売会を開き、家庭必需品を◎価格以下で販売した。このほか、明るい生活物価展やヤミ撲滅展を県内各地で開

くなど啓発を行った。

二十三年十二月十九日のGHQの「経済安定に関する九原則」の指令で、一ドル＝三六〇円の単一レートの設定、復興金融庫の融資停止、価格差補給金の廃止、超均衡財政等思いきった経済改革が実施された結果、終戦以来しようけつをきわめたインフレもようやく終息し、物価も次第に落ちついた。GHQの経済安定に関する九原則の指令は、従来の物価統制令に基づく物価統制政策に大きな転機をもたらし、統制方式の緩和となり、次第に④価格の廃止がすすめられ、県の価格査定委員会も二十五年七月解散した。

高度経済成長 終戦後の経済混乱による物価の上昇は二十三年末ごろ下の物価対策 からようやく落ち着きをみせ、二十五年には経済不況の深刻化から物価下落の兆しさえ示していた。しかし、二十五年六月に突然朝鮮動乱がぼつ発、その特需景気は激しい需給のひっ迫を伴い、異常な物価上昇をもたらした。ちなみに、東京都の小売物価指数をみれば、二十六年の一年間で物価は二九・四%もの大幅上昇を示している。

この特需景気は、動乱の休戦成立により姿を消し、二十七年ごろには物価の動きもほとんど平静の状態にもどった。

その後、わが国の消費者物価は、三十四年ごろまでは極めて落ち着いた動きを示している。とくに三十年から三十四年までは、年率で〇・八%弱程度の上昇という安定した動きであった。しかし、このあと、三十五年に入って次第に経済規模が拡大していくに従い、消費者物価は、年々六%近いかなりのペースで持続的な上昇を示すようになった。

この持続的な物価上昇の内容をみると、約八割が農水畜産物と中小企業性工業製品の価格およびサービス料金の上昇によるものであった。こ

れは、これらの業務がその性格上、合理化などによって生産性を向上させにくい分野であり、労働需給のひっ迫による賃金の大幅上昇に、即価格転嫁等の手段で対応せざるを得なかったことが大きな原因の一つとしてあげられている。つまり、消費者物価のこの期の持続的な上昇は、短期的・一時的要因ではなく、労働需給のひっ迫や低生産性部門における賃金、所得上昇の価格への転嫁などの長期的・構造的な要因によるものであることが一般に認識されるようになった。

このため、国では低生産性部門の近代化、競争条件の整備、労働力の流動化等の総合物価対策が進められるとともに、公共料金対策や生活必需品の安定供給対策などの個別対策が併せ実施された。

県では、四十二年九月、当時の経済部中小企業課に消費者行政係を設置し、次第に顕在化する物価問題への対応を急いだ。続いて翌四十三年六月には、県民堂の誕生とともに消費者行政を同室に移管し、物価対策の一層の充実をはかった。



パブリックスケールの設置 昭和43年5月

この三十五年から始まった消費者物価の持続的上昇は、四十七年の前半まで続いたが、四十八年に入って急に騰勢を強めるようになった。これは、四十七



物価モニターの活躍 昭和49年1月

年後半に始まった卸売物価急騰の影響によるものであり、消費者物価は、四十八年初めから石油危機直前の十月までに、実に一三・八%も上昇した。この消費者物価急騰の要因には、四十七年後半から始まった木材・大豆・綿花・羊毛等といった諸原材料の卸売価格が急騰し、これが建築用板材・加工食品・衣料品といった商品の価格を大幅に上昇させたことや、干ばつ等の天候不順による野菜の高騰等があげられている。また、所得が大幅に増大し、生活水準が全般に向上したことにより、この時期は、消費が極めておう盛であったことも見逃すことのできない大きな要因である。

このため、国では、四十八年七月、経済企画庁に物価局を設置し、物価行政を総合的に推進するための体制を整備した。また、公定歩合や預金準備率を引き上げ、財政支出を大幅に繰り延べ、あるいは削減するな

どして、専ら総需要の抑制にとめた。さらに、一部企業等による物資の買い占めや売り惜しみ等の行為を防止するため、生活関連物資の買い占め及び売り惜しみに対する緊急措置に関する法律を制定し、同法の運用により、個別物資の動向にも厳重な監視体制を敷いた。

この間、県では四十七年五月に学識経験者、業界関係者および消費者代表者で構成する県物価安定推進懇談会を設置し、物価対策への県民意向の反映にとめた。また、四十八年六月には、全国に先がけて物価問題を専門に所掌する物価対策課を企画部に新設し、高騰を続ける物価問題に積極的に取り組む体制をとった。続いて同年十月には、県民参加の物価対策をスローガンに、県下全市町村に八七人の物価モニターを配置し、月々の価格等調査を行うとともに、物価対策に関する県民意向の収集にとめた。

**狂乱物価下** こうした国・県を挙げての物価対策が、ようやく功を奏の緊急対策し、消費者物価が鎮静の兆しを見せた矢先、突然石油危機が突発し、物価上昇は異常なまでに加速された。すなわち、対前月の上昇率で四十八年十一月一・〇%、十二月三・六%、翌四十九年一月四・四%、二月三・四%と狂騰を続け、このわずか四か月の間に物価は、一二・九%も上昇した。これで、四十八年度中の消費者物価の上昇率は、二四・〇%もの大幅な高騰となった。

この石油危機の影響は、折から需要期に入った灯油、プロパンガスの価格を大きく押し上げるとともに、石油関連製品のみならず、ちり紙・トイレットペーパー・洗剤・砂糖・食用油等多数の物資の価格をいっせいに騰貴させた。また、この生活物資の高騰は、一部の消費者を買い急ぎ、買いだめに走らせ、これが品不足を生み、その結果がさらに買い急



県価格調査員による石油・液化ガス標準価格表示調査 昭和49年1月

ぎを呼ぶといったパニック状況を呈するに至った。このため、国では、四十八年十二月に、この石油危機に端を発した狂乱物価に緊急に対処するため、国民生活安定緊急対策本部を発足させ、総需要抑制策を初めとした各般の物価対策を、この緊急対策本部の下で強力に押し進めた。

とくに、四十八年十二月には、国民生活安定緊急措置法が制定され、翌四十九年一月には同法の特定物資として、家庭用灯油・家庭用液化石油ガス・ちり紙・トイレットペーパーの四品目が指定され、同時に標準価格が設定された。また、続いて、同年三月には、石油関連製品等五三物資について、主務官庁による値上げの事前了承制が実施されるなど、

国を挙げて狂乱物価の鎮静化に努力が傾けられた。

県でも、物価の異常事態に緊急に対処するため、四十八年十二月に、知事を本部長とする県国民生活安定緊急対策本部を設置し、県を挙げて物不足・物価狂騰の解消に当たった。また、生活安定二法施行のため、各部にわたる四四人の価格調査員を配置し、価格・需給動向の常時監視につと

めた。

こうした、国・県を挙げての各種施策の効果もあって、物価は、四十九年秋以後異常事態を脱し、次第に鎮静化に向かった。

この間、国では、四十九年度以後、毎年消費者物価の年度中上昇率について、物価安定目標を掲げ、その達成に非常な努力が払われた。この結果、四十九年度末の「一五%以下」、同五十年末の「一けた台」の目標は、いずれも達成された。

物価が、このように次第に鎮静化に向かう反面、不況が長期化・深刻化し、景気の回復と雇用不安の解消が新たに大きな課題となって登場した。国では、この新たな事態に対応するため、これまで実施してきた総需要抑制策を総需要の管理政策に改め、物価安定という大わくを損なわない範囲ではあるが、次第に経済運営の柱を積極的な景気拡大策へと転換していった。

この間、県では、緊急事態を脱した後の地方における物価対策が、既存の消費者行政と深いかかわりがあること、また、両者の一体化した活動が、各個別施策の効果を一層相乗的に高めること等を考慮して、四十九年七月から物価対策業務を、消費者行政の所掌部局である県民室に移管した。さらに五十年八月には、消費者グループの育成強化等を主眼として、福祉生活部内に県民生活課を新設し、物価対策と消費者行政との有機的連携を進め、施策の一層の推進をはかった。